

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 6 日

午前 9 時 0 0 分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 西 和 夫

委 員 長

嶋 田 善 行

副 委 員 長

伴 吉 晴

出 席 委 員

小 林 誠

浦 野 圭 司

里 川 宜志子

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

副 町 長

池 田 善 紀

教 育 長

栗 本 裕 美

総 務 部 長

清 水 建 也

総 務 課 長

乾 善 亮

総 務 課 参 事

吉 田 昌 敬

企 画 財 政 課 長

西 川 肇

税 務 課 長

加 藤 惠 三

住 民 生 活 部 長

西 本 喜 一

福 祉 課 長

佐 藤 滋 生

福 祉 課 参 事

清 水 修 一

国 保 医 療 課 長

面 卷 昭 男

国 保 医 療 課 参 事

寺 田 良 信

健 康 対 策 課 長

西 梶 浩 司

住 民 課 長

清 水 昭 雄

環 境 対 策 課 長

栗 本 公 生

都 市 建 設 部 長

藤 川 岳 志

建 設 課 長

今 西 弘 至

観 光 産 業 課 長

川 端 伸 和

都 市 整 備 課 長

加 藤 保 幸

都 市 整 備 課 参 事

井 上 貴 至

会 計 管 理 者

野 崎 一 也

会 計 室 長

山 崎 善 之

教 委 総 務 課 長

植 村 俊 彦

教 委 総 務 課 参 事

佃 田 眞 規

生 涯 学 習 課 長

黒 崎 益 範

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

清 水 孝 悦

下 水 道 課 長

上 田 俊 雄

代表監査委員	辰 巳 忠 次	監 査 委 員	中 川 靖 広
監査委員書記	山 崎 篤		

議会事務局職員

議会事務局長	藤 原 伸 宏	係	長 安 藤 容 子
--------	---------	---	-----------

(午前 9時00分 開会)

○嶋田委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

小城町長が急な公務出張のため、本日欠席されることをお聞きしておりますので、副町長のごあいさつをお受けいたします。 池田副町長。

○池田副町長 皆さん、おはようございます。

本日、町長が前原国土交通大臣に公共下水道の予算につきまして、要望のため出張いたしておりますので、本日出席できません。前原大臣は、本日の午前中しか時間がとれないとのことでしたので、まことに申しわけございません。かわりまして、私よりあいさつをさせていただきます。

委員皆様方には、本定例会初日に付託されました認定第2号 平成21年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第3号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをはじめとする6特別会計の歳入歳出決算の認定について、ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

また、本日はお忙しい中、辰巳、中川監査委員にも、去る7月28日から8月3日にわたり、ご審査いただきました決算審査結果報告のため、ご出席をいただいておりますが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で、町長にかわりましてのはじめのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○嶋田委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、浦野委員のお二人を指名いたします。両委員には、よろしくお願いいたします。

本日で8日、9日の3日間で、付託を受けました議案のうち、一般会計及び各特別会計の平成21年度決算を審議してまいりたいと思います。そして、16日に改めて予算決算常任委員会を開催し、残りの付託議案であります22年度の補正予算について審議してまいりたいと思いますので、委員皆様、また理事者の皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議から付託を受けました認定第2号 平成21年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会

計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成21年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成21年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7議案を一括議題といたします。

はじめに、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元にお配りしております資料「平成22年9月議会予算決算常任委員会（決算審査）の進行予定表」をご覧くださいと思います。最初に、代表監査委員から決算審査意見書にもとづく報告を受けた後、委員の皆さん方から意見書に対するお尋ねがあれば質疑を行い、次いで一般会計及び各特別会計の決算概要について、会計管理者の説明を受け、質疑を行い、次に、健全化判断比率報告について総務部長の説明を受け、これに対する質疑を行うことといたします。次に、一般会計歳入全般について説明を受け、質疑を行うことといたします。次に、一般会計歳出及び各特別会計についての審査を行っていただきますが、この審査については各部ごとに審査を行うこととし、一般会計の各款ごと、また各特別会計ごとに、それぞれ所管部長から説明を受けました後、それぞれ質疑を行うということで審査を進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋田委員長 異議なしと認めます。それでは、そのように進めてまいります。

委員並びに理事者の皆さんには、議事進行につきまして、ご協力方よろしくお願いいたします。なお、理事者の皆さんの説明につきましては、大変長時間にわたるものでございますので、説明は着席のまましていただいて結構です。

それでは、まず最初に、辰巳代表監査委員さんのほうから、決算審査結果にもとづき、ご報告をお受けいたします。

辰巳代表監査委員。

○辰巳代表監査委員 それでは、平成21年度斑鳩町一般会計、それから斑鳩町国民健康保険事業特別会計、以下7特別会計及びこれらの各会計に係ります実質収支に関する調書、決算付属書類、財産に関する調書、並びに斑鳩町財政健全化判断比率について審査を行いましたので、その結果につきまして意見を申し上げたいと思います。

まず最初に、21年度決算についての審査意見でございますが、審査の結果は、各委員お手元にお持ちの決算審査意見書のとおりでございますが、その2ページ一番上の冒頭のところに審査の結果をまとめさせていただいております。お読みいただいていると思うんですが、審査の結果につきましては、そこに記載のとおり、適正に処理がされているという結論に達しました。そうした経緯につきまして、少し意見書の記載を補足しながら、少しだけ説明していきたいと思っております。

余計なところは飛ばしたいと思っておりますが、まず審査の1ページ、審査の概要でございます。記載のとおりでございます。先ほど申し上げました特別会計、それから各調書類でございます。それから、審査の期間、8月23日と書いてありますが、この町の会議室におきまして、審査手続を実施いたしましたのは、先ほど副町長さんおっしゃいましたように、7月28日から8月3日の間でございますが、その後、事務局とそれから監査委員どうし連携しまして、いろんな各種集計表、分析表を作成したり、それから、審査調書を整理、あるいは意見の形成の積み上げ、そういったものに事務局と監査委員、連絡しながら、相当私もここへ出てこずに事務所のほうでまとめあげております。それで8月23日まで要しておりますので、その期間をそこに記載いたしております。各種分析表の検算だとか、あるいはミスプリントがないかとか、いろんなところを見ておりますので、推敲を何度も何度も重ねて、こういうふうに時間がかかっております。それはそういう期間、それから審査手続も記載のとおりでございます。通常の手続、並びに必要と認めたその他の審査手続を実施いたしております。

審査の結果は先ほど申し上げたとおりでございますが、そこだけちょっともう一度再度、読み上げさせていただきたいと思っております。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され誤りのないものと認められた。また、各基金の運用状況についても計数に誤りはなく適正に運用されているものと認められた。審査の結果の詳細は以下のとおりであります、というとおりでございます。要するに、日常の処理、会計処理、それからそのいろんな帳票に記載、それから最終的に歳入歳出決算書としての決算書類の表示、そういったもののすべて実質的、形式的に適正にされているかということを審査させていただきました。いずれも指摘する事項はございません。今申し上げたとおりでございます。

それでは、以下、決算総括以下、一般会計、特別会計あるいは財産の状況についまし

て、概要記載のとおりであります。もうお読みいただいていると思いますので、そのところは、もう再度あんまり説明申し上げずに、それをすべて12ページ以下のところで概要、概略を4ページ半ほどで、これを要約しておりますので、そこんところを読みながらというか、前へ戻ったり、ちょっと補足、書いてないところをちょっと説明させてもらったりしたいと思います。

12ページ上のところから、むすびとしまして、真ん中のところまで、その前ページまでいろんな説明をしておりますが、それを総括すればどういうことかということをごここで書いてあります。

要するに、決算の規模でございますが、これは前年度よりかなりスリムになってきておる。16ページ、17ページあたりの表を見てももらいましたら、おわかりいただけるんですが、一般会計では、歳入は約84億、歳出が77億円、差し引き形式収支が約7億円の黒字ということになります。

形式収支であるとか実質収支であるとかいうのは、この表に書いてありますが、なかなかなじみにくい。18ページから19ページにかけて、どういうものを表してるかというのを念のためにグラフのような表にさせてもらってます。これを見ていただきますと、実質収支っていうのはどこどこから引いて何をとってるか、で、形式収支っていうのは、どれからどれを引いてどんな計算なのかっていうのを、これをおわかりいただいたら、よくご理解いただけると思うのですが。

要するに形式収支というのは、もう現金の収入から支出を引いた残りですね。これは、要するに、基本的にお金が足りないと支払いができないのだから、マイナスはならないんだけど、その中で、要するに、前年度繰越金だとか、前年度繰越金の調整と基金の繰入額ですね、要するに、基金の繰り入れ、こういったものがありますとこれを外して計算します。通常は赤字にあんまりなり得ない。時々、こんなんが赤字という団体が出てくるようですが、一般に形式収支は赤字になりにくいものでございます。

それから、あとは形式収支から次に実質収支、それから単年度収支、実質単年度収支というふうにちょっとずつ縮めていくという計算式になります。

それから、19ページに、連結会計では余りこの実質単年度収支というふうな用語は法律的に使わないそうであります。同じようにとってくるとどうなるか。ここでは、数字まで入れて算式を出しておりますので、もう一度念のためにお確かめいただいたらいと思いますが、そのところ、1カ所だけ、ちょっと私のほうのミスプリントがありまし

て、19ページのグラフの实质単年度収支というところを矢印して、二つ、「（前年度繰越金）」という「142,976」のどこを矢印入れています。その一番左、「（基金繰入額）」「2,353」とその次のところまで矢印入ってるの、それひとつ余計まで入ってます。ここが一番左「（实质単年度収支）」は、この矢印は「（基金繰入額）」のところで、左側とまらないと、その次にまで突き抜けとるの、これ間違いです。そこだけちょっと、できたらお直しいただけたらと思います。そういうふうなふうに見ていただくとわかりやすいと。まあ、ちょっと大分前年度より財政規模は縮小されております。

それから、連結決算ですね、一般会計と特別会計、繰り入れたり繰り出したりしておりますので、それをのけた純計額は差し引き、歳入が137億5,000万円ぐらい、それから、歳出が約135億3,000万、これが町の大体財政規模であります。そして、差し引き2億2,000万ほどの形式収支ということに、これが町全体の収支かなというふうになると思います。

前年度比で歳入で7億7,000万円、17ページの表2を見てもらいますと、歳入で7億7,000万円、それから歳出で約10億減少し、記載してますとおり、財政規模はかなりスリムになったということでございます。

それから次に、予算の執行状況でございますが、その前に、念のために余計なことですが、2ページからそのむすびの前の11ページまで、各会計、あるいは物品、基金というようにところに少し補足しております。これはすべてその16ページ以下の表、表をつくっております、表で示しておりますが、表にあらわれた表面的な、形式的な説明であります。私、補足して申し上げるのは、形式面に出てこない、こういう面があるんですよ、こういうこともあるんですよという目に見えないところをちょっと補足しておりますので、ちょっと両方、まあ、その形式面を読んでいただいて、それから私のお話もちょうと聞いてもらおうと問題が何かということがよくおわかりになるかなというふうに思います。そんなことで聞いていただけたらと思いますが。

予算の執行状況、表面的には3ページの真ん中に書いてあるんですが、歳入の執行率は余り、ほぼ変動ありません。歳出の執行率は上がってきて、予算消化が進んでおるということでございます。まあ、しかし、不用額、わずかでございますが、400何万減っております。これ、不用額が減って予算執行した方が事業はそんだけできたということに、ある意味では表面的には言えるわけです。しかしまあ、それが必ずしも予算の執行が高いからいいかというと、これは毎年申し上げますように、13、12ページの

予算、下から8行目ぐらいから予算の執行状況をちょっと説明しております。必ずしもいいとは限らない、いいか悪いかは、もう内容的に、実質要るものを実施していくということが必要であって、もう年度末に予算をどんどん消化するというのは、必ずしもよくない。不用額はなるだけ、不要なものは残して、翌年度、再度予算組みをして執行するというような姿勢が絶えず必要ではないかと思います。

それから、もう一つは不納欠損額が大幅にふえております。12ページの下から4行目に前年比5,200万の不納欠損額をふやしている。これはここに書いてありますように、表面的なところで書いてありますように、国民健康保険事業の国保税の滞納の未整理が大分残っておったんですが、相当進みまして、そんな関係で、今期の物すごい件数の不能欠損処理が進んでおると。しかし、なおまだ未処理のものが相当残っておるようなふうにも見られます。引き続きまして、不納欠損処理は進められなければならないというふうに思います。

それから、財政構造でございますが、いつも申し上げてますとおり、3ページの下から4ページでは、自主財源比率が上がった。これ形式的に上がっております。46.8、これは20ページの表5のとおりでございますが、は45.8%から46.8%、自主財源ですね。自前の財源で使えるお金、前年より比率が上がったということになってるんですが、しかし、それ1ポイント上がっておりますが、しかし、その中には前年度から繰り越した、前年度の繰り越し、形式収支ですね、そのお金が、要するに、前期繰越のお金の、それが前年度は3億8,400万で、ことし5億300万と1億1,800万繰越金がふえてます。前年度から繰り越して上がったからね。だから、それを外してしましますと、そんなに上がらないということで、それが46.1%まで下がります。だから、自主財源比率が上がってますけど、わずかであるという、実質的にはそういうことであろうと思います。

それよりも、歳入ベース、そこで書いてありますが、歳入では地方税が約1億円弱減っております。減収になっている。これ、ずっと続いてきておるんですが、一番ベースになるべきは町税であるはずなんです。町税が毎年減っている。平成22年度もこれはそのままやはり減少していくような見通しのようでございます。自主財源は上がるといいうけれども、町税が減っていくほうが深刻な感じがいたします。

それから、歳出のほうでございますが、歳出は前年度に比べますと、投資的経費、これは表を見てもらったらわかるんですが、投資的経費が21ページの表を見てもらいま

すと、投資的経費というところ、11億4,700万、投資的経費が減っております。これは、ここに記載の法隆寺駅の整備だとか、あるいは法隆寺線の整備、その辺の、要は経費が減りましたので、それで約11億まで減っておると。それから、全体としては、補助費が、21ページの比較の表を見てもらうと、補助費が4億6,000万ほどふえておりますが、これはいろんな何ですね、補助事業、補助をもらう事業があったんですが、その中で、まあ、定額給付金が4億4,000万ほど定額給付金事業がありましたので、まあ補助費がそんなことでふえておる。それらを除きますと、実質的にはかなり財政規模は縮小されて、スリムになられたかなというふうに思います。

しかし、投資的経費だとか、あるいは今言う、国から県から補助をもらう、支出金をもらって執行するというのは、これ、どっちかいうと、一定のそういう国のいろんな景気対策とかいろんな目的があってそういったお金が出てきて事業をします。あるいは、投資的経費では、何かを、道路を建設するとかいろんな、駅をどうするとか、改築するとかいろんな目的があって大きくその支出が膨らむわけですが、そういった投資的経費だとか補助事業という、補助費的なものを除きますと、あとはその人件費、扶助費、いろんな公債費、修繕費、いろんな出てきますが、これらはいわゆる言ってみれば、固定、企業のそういったそのような利益管理あるいは経営管理からいきますと、ほとんど固定費と言われるもの、あんまりふやしたり縮めたりできないようなものではないかと、それ以外の経費というの。そうすると、それらの経費はあんまり減ってない、むしろ、わずかずつであるが、ふえつつあるということは、それだけ財政が硬直化していくということではないのか。税収は町税が、一方では減っていくのに。だから、そういった面を見るときには、ひとつのポイントとして見ていかれるべきではないかというふうな感じがいたします。

ちょっと、財政構造、財政状況については皆さんに申し上げたいですが、あんまり財政分析はこだわる必要はない、何かが動くところと変わってしまいますね。

それから、その次、町債の状況でございますが、町債のこし増加は、あんまりふえてはおりません。前年度は相当町債はふえたんですが、町債は一般会計と特別会計の町債は、23ページに書いてあります。その他の土地開発公社あるいは水道事業あるいは7カ町村で運営しております4つほどの一部事務組合ありますが、その町が負担しなければならないであろうという推算した金額です。それらを入れました全町債は13ページの下のところにあらわしておりますが、201億3,000万ほどですね。これ

が前年度は197億7,000万ほどでしたので、それを合わせましても、3億4,800万ということで、わずかだけふえております。この中には、公共下水道の町債がそれ以上含まれておりますので、それ以外の町債はわずかではありますが、減少してきておるということで、多いとも少ないとも、それは何とも結論は言えませんが、やむを得ない数字かな、3億ぐらいの、3億5,000っていうのはやむを得ない数字かな、余りふえないのが望ましいですというふうに、まずはその辺は後ほど申し上げたと思います。そうすることで、一般会計につきましては町税が減ってきておると。その分を交付税が国がふやしてくれたので、何とかその辺はそれで、その二つに限りますと、べたべたでその辺は可もなし不可もなし、収入については形式的にはやや好転したというふうに感じられるところでございます。先ほども申し上げてますように、町税の減少傾向が気になると。しかし、今後はこれが延長して、GDPは伸びない、名目成長マイナスっていうような、マイナスになってるような時代でございます。他市町村に見習うて、右へ倣えじゃなしに、何とか町としての独自色、何か異色、そういった発想を持ってどんな時代が来るかわかりませんので、その中をくぐり抜けていくという、そういった意識をお持ちになって、全職員、そういった意識をお持ちになって、財政を運営していけるについてはそういうふうには思います。

それから、特別会計でございますが、特別会計全体は、32ページに特別会計全体を記載しております。形式収支、それから実質収支ともマイナスになっております。マイナスになっておりますが、ただ、前年度より単年度収支で6,300万円が改善されております。これは国民健康保険特別会計の収支がやや改善しましたので、明くる年のお金を繰り上げて、先に使うという繰上充用額が8,000万円ほど減ってきております。そんなことが特別会計全体に、その形式収支、実質収支が赤字が減ったという原因となっております。

個々の特別会計でございますが、国民健康保険事業特別会計、規模はここに詳しいことは、8ページの真ん中の辺に書いてありますが、財政規模はほぼ前年度並みです。あんまり変動はありません。これは後期高齢者医療制度が分離したりいたしまして、あるいはその後、その辺はめまぐるしく制度が変わります。だから、そういったように分離した部分もあったりして、実質的には事業は小さくなっていくんではないかというふうに思いますが、それから見て、財政規模が変わらないということは、実質的には膨らんでるのではないかと、給付額がふえてるのではないかというふうに思います。ただ、これ

は政策的におやりになったんじゃないしに、制度が、国がどんどんどん、いじっていきますから、それが原因だろうと思いますが、法定外の一般会計からの繰入額、赤字補てんの繰入額が前年度は約 9, 400 万補てんしておりましたが、当年度はそれが 2, 100 万円で済んでおるということ。2, 100 万で済みながら、なおかつ不納欠損処理が相当去年よりも国民健康保険事業会計 4, 500 万円の欠損処理がふえておるとしています。赤字が、不納欠損処理がふえてる、それにもかかわらず一般会計からの補てんも減っている、それにもかかわらず実質的には黒字に転換しておるということは、ここ数年、非常にこの会計がマイナスでどうなるんですかという、考えないかんというふうに、私申し上げとったんですが、これは改善の方向が出てきたということで、喜ばしいことかなというふうに思います。ただ、自前の努力で直されたんでなしに、ただいま言うように、制度がいろんな改廃がありまして、他動的、要するに、そういう自助努力じゃないしに、そういう会計が変わってきたということで収支が改善されたという結果だろうと思います。特別、国民健康保険事業特別会計は、そういったところですね。

それから、老人保健事業特別会計、それから大字龍田財産区特別会計は、そこに 9 ページに少し書いてあります。あまり特に申し上げることはございません。ただ、龍田財産区特別会計につきましては、下司田池という池を管理するという会計でございしますが、だんだん水利のほうもあんまり要らなくなっていくというような状態のようございまして、水利組合側とは絶えず、何ていうんですか、情報交換、意見交換、そういったものをおやりになりながら、今後の展望を図っていくと、考えていかれるときではないかというふうに思います。

それから、公共事業、公共下水道事業特別会計も記載のとおりでございます。事業規模は少し縮まってきております。だから、財政規模も少し縮まったかなということでございますが、これは事業をふやせば何ぼでもできるというような事業でございしますが、事業をふやしますと、拡大しますと、国庫補助もそれだけついてくるということで、やればいいということになるんですが、それ以上に町債の増発が進むということになりまして、まあ、このぐらいでもいいのではないかなというふうに思われます。

加入状況は順調に、接続も、加入状況は順調に進んでいるようでございますが、新規に接続可能になった地域は、比較的早い間に相当加入していただけるんですが、既にもう整備が終わっている区域についてはなかなか、未加入のご家庭が入ってもらうという、遅々として進まない、この辺をもう少しペースを上げられるかなというふうに思います。

それから、介護保険事業特別会計、後期高齢者特別会計、その辺は記載のとおりでございます。懸念するような点は、さして今のところ、後期高齢者特別会計も未収、収入未済額もあまり発生しておりません。総額の未収が若干ある程度で、このぐらいの程度は見切りでいかざるを得ないかなという金額でございます。特に申し上げるところはございません。

それから、財産の状況、10ページ、11ページ、あるいは14ページから15ページにかけて、私まとめておりますが、財産に関する調書はおおむね適正に調製されております。特に問題はあるとは思われません。基金につきましては、貯金ですね、積立金は110万円、わずかに増加しております。基金の状況のところにも書いてありますが、現在、全部で基金は24億1,600万円、ほぼ前年度と変動はありません。それから、それ以外に土地を5筆、金額にいたしまして5億2,000万円、約5億1,200万円保有しております。この土地のこの金額、土地はお金ではありませんので、そのまま使えません。これ、使おうと思うと、お金にしてかえて使わないけれども、5億余りになっております。これは、要するに、土地開発公社から買い取られた買い上げ価格、そのまま帳簿価格が載っております。だから、土地開発公社のずっと持っている間に負担いたしました借入金の利子もすべて含まれて、その中に、価格に入っております。あるいはまた、最近の地価下落で、どんどんどんどん、その土地も下がってきております。そういったことで、現在の時価、その基金に持っております土地、その時価とそこの5億何ぼの金額と相当乖離しております。推定時価、要するに、固定資産税評価額に基づく、固定資産税評価額のもとになる路線価ですね、町の路線価、これをもとにした評価額は1億5,700万ぐらいではないかというふうになりまして、約3億5,600万、実際の時価よりは過大の評価が財産として示されておるということで、もし、売却して処分するときにはそういったものになるかもわからないという、今現在処分するとしたらそのぐらいになると違うかというふうなところでございます。その辺のところは、各会計、それから財産の状況というところでございます。

それから、結び、最後、15ページから16ページにかけてでございますが、これは、いつも申し上げております。今、平成20年度分につきましては、既に財務4表が作成されて、企画財政課の方で計算されておりますが、ここ3年ほど、私、少しそれをこういった一般の決算の収支の計算の仕方でなしに、活動収支、実際のその町の、行政活動で収支的にはどうなのかというのを、毎年ちょっと計算、私なりの我流の計算をし

ておるんですが、表、４１ページの２１、それからその次のあたりに、ちょっとこういうようなのを書いておるんですが、４１ページの表を見てもらいますと、上のところで、これは何を言うとかいうと、連結の行政活動の資金、どんなふうに、そういった違う面から見たらなるかという収支になるかという。

要するに、その表２１の当年度決算額というのが、要するに、これは形式的に一般会計と特別会計、これだけ収入ありました、それからこれだけの歳出をしましたということで、形式的にこうなってますと。１４６億から１４３億、これは総合、繰入れ、繰出しを省略しない、消去しない、だんごのグロスのごっつい金額であります、それからお互いにその非活動収入、支出と書いてあるのは、その中には、よそから入ってきたお金、当年度によそから入ってきたお金でなしに、前年度から持ち越したお金、繰越金が入ってますよと。それから、町債を発行して借金しましたよ、あるいは持ってる貯金、基金を取り崩して、歳入に形式的に入れてますよというようなものを外す。そうすると、外部から入ってきたお金は何ぼになるか。それがまあ、本当の歳入だろうという、それがだから、それらのもの除けますと、右から三つ目の枠、当年度収入高、実際に入っている額、稼いできたお金。１１８億３，９００万。これが一般、特別入れての純粋の外部から町へ入ってきたお金。

それから、支出している方は、同じように町債を返す、これ借金を返してるだけです。それから、基金に積み立てた金額、それから、もう既に、これ翌年繰上充用額ということで、実際には、前後の、前年度、当年度に調整してるだけの金額。こんなのは外部に払ったものではないっていうようなものを外しますと、当年度は１２０億１，７００万ほど、実際に、純粋に資金が出ていってると。差し引き、１億７，８６７万７，０００円、資金は流出しておりますよという、これが前年度は１３億７，１００万でしたから、１１億９，２００万、資金の流出がとまっておると、こういうふうになると思います。

ここで大きなのは、投資的経費が１１億何千万減っておりますというふうに申し上げたんですけど、それが大きな原因だろうというふうに思われます。

しかしながら、それをこの次のページ、これに加えて４３ページ見ていただきますと、ここから既に平成２０年度分は、財務４表で発生主義の行政コスト計算書だとか、いろんなものがつくられておるんですが、そこですね、その１億７，８００万、マイナスになるんだけど、要するに、投資的経費というのはその中で１１億６，０００万、これはまあ投資にお使いになってるから、純粋に、ただ単なる経費が流出していっ

たのとは違う。これはまあだから、流出から一旦外してみようと。それ以外に非資金的取引、これをそこへ加えてやらないと、お金は出ていってないけど、こんなもんを入れてきている、あるいはこんだけ損をしてるよというのがあって、ひとつは大きな減価償却、こんな資産を、財産を持ってられる、財産の減価償却、それから、職員の退職金の要支給額の増加額、あるいは不納欠損で落としてる損失、そんなものを合計しますと、14億6,900万、現金収支以外に、損は、当年度発生しております。差し引きしますと、4億8,300か、400万ぐらいが、純粹に計算した非資金的収支も入れた赤字ではないかと。

これが前年度は、もう少し少なくて、前年度が3億400万ぐらいでしたから、1億8,000万ほどマイナスがふえてきております。これは何かというと、ここの非資金的取引を除きます前の段階、投資的経費の控除額の段階で、既にもうマイナスがふえてきておるといったところが原因で、結局は稼ぎ高が減ってきておると、稼ぎと言ったらいけませんが、純粹に入ってきておるお金、減ってきておるということでございます。この辺をまとめますと、先ほどから言ってますように、固定的経費がじりじりと若干ふえてますよということで、財政は硬直化してきてるという感じが、そういったところのようなところを分析してみると感じられますな、ということになるかなと思います。

一番最後の16ページの下から5行ぐらいのところで、当年度決算は、総括は以上のとおりであります。技術的に、記述中に繰り返しているように、財政の硬直化が各所に見え隠れしていて、将来的に、予想でなく確定しているのは、そこは前のところだけ確定、どういうことかということ、少子高齢化というのは、予測やとか予想ではありません。これは多少の違いはあっても、これははっきりしておる。経済がどうなるかというのはすべて予測になりますが、今の10歳の人が10年後に20歳になる。これは今、何億人か知らん、何万人かおって、それがごつつうふえるとか減るっていうことはありません。それはそのまま10歳の人が10年たったら20歳になるんです。こんなもんは、すべて確定しております。だから、少子化が来るといえるのは確定版であって、確定をする、これははっきりしとるわけで、それから、あとは、経済成長が伸びないだろうという点。経済成長が伸びないということは、国税、地方税の税収が減ります。ふえないということは、そんなに予算をふやせないんです。地方交付税をふやしてくれるというけど、地方交付税、全部、もとは税金なんです。所得税、法人税、酒税、そういったメインの税収のうち、地方へ何%かわかつというその交付税法でくれているだけで、こ

れがふえなかったらふえない。だから、ふえないですよ。国も地方も、財政、歳入ふやすっていうことができない。だから、そういった面から硬直化、なるべく財政の硬直化はほぐして、弾力的というんですか、弾力的、柔軟性を持ったようなその財政運営に、言ってみれば、企業で言いますと、そういう固定費部分を少なくして、変動費部分をふやす、上場会社、大企業の中には固定費がほとんどない、ほとんど変動費だっていうような企業があります。それはどうしてるかっていうと、すべて固定的なそういう人件費も、全部、変動で請け取りで、そんな社内加工をした。社内外注に全部置きかえてるんですが、本当に労働政策としていいのかどうか問題あるところで、そんなふうにして、全部その収入とひもつきで出ていくように運営しているような会社があります。そんな極端なことはできませんが、要するに、固定的な経費をずっと硬直化させていくと、財政が縮まったりしたときに大変なことになる。収入ゼロでも維持可能となるような、極端な極論を言えば、そういったようなことを考えていかないと、そういった財政が縮むという時代がくると大変にならないかということ、そんな大層に言うことがないんですが、気分としてっちゅうか、何っちゅうか、そういう意識をお持ちになって、絶えず見ていかれるということが必要かと。ちょっとオーバーですが、そんなことを頭の中に入れられるべきではないかというふうに思います。

以上が、決算審査の結論でございます。次に、財政健全化判断比率の審査意見を少し。こちらは、薄っぺらいもんですので、あんまり大した意味もないんですが、財政健全化比率についての審査意見を少し言うておこうと思います。

お手元の財政健全化判断比率等審査意見書のとおりでございまして、開けてもらいますと、わずか3ページにわたるだけの意見書でございますが、すべて記載のとおりでございます。審査の概要、審査の結果、審査手続ですね、勧告事項、そういったところから、その意見書を構成させていただいてるんですが、記載のとおりでございます。

少しだけ、私の見解をそこにちょっとわずかですが、書かせてもらっております。ちょっと初めのところから、少し申し上げていきたい。ここ、健全化意見書わずかなもので、あるいは皆さん方のお手元にお持ちいただいています、町の方でつくられてる健全化判断比率等報告書、平成22年7月斑鳩町、これも薄っぺらいわずかなものでございますが、もとになってる資料は膨大なんです。もう非常に複雑な計算過程を経てこの数字が出てきております。これを全部、そのいいか、悪いか、わずかな数字からごっつい数字まで見ようと思うと大変な膨大な資料。それ企画財政のほうでお持ちいただい

す物すごい資料からまとめられたものでございます。

要するに、国が決めておるこういった比率を出すのには、この要するに、比率ですから、分子へ何を持ってくる、分母へ何を持ってくる、分母は標準財政規模ということにほとんどなってるんですが、この分子を出すのに、大変な計算過程でございまして、審査をさせていただくのも、その辺に相当手数かかっておりまして、事務局のほうで、その中の検算したり、各積み上げのものと資料と照合するのに約1週間ほどを要しております。そのぐらい大変な膨大なものから積み上げてきております。最後、出てる比率は簡単なんです、そこまでの過程は大変です。分子の計算が大変なんです。

判断比率は5つからなっておりまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率、それから資金不足比率という5つからなっておりますが、実質赤字比率というのは一般会計だけを取り出しました一般会計の赤字が標準財政規模に対してどのぐらいの割合か、それから、連結実質赤字比率は、連結ベースで赤字比率がどのぐらいになるか。標準財政規模に対してどのぐらいになるか。それから、実質公債費比率は、非常に複雑な計算です、これも。3年平均の元利償還金を標準財政規模で割るという計算が基本的なんで、これは非常に複雑、ちょっと説明はしにくい。

それから、将来負担比率、これは現在であります町債あるいは、例えば、土地開発公社あたりの借金を負担しなければならんですとか、そういった債務負担行為、それから職員の退職金の負担額、そういったものを将来負債、将来債務だということで、そういったものから手持ちにあります資金引いたり、あるいは、それに充当されます国だとか県からの特定収入を見込んで引いたり、あるいは将来の町営住宅の家賃のずっと累計額、あるいは都市計画税のずっと何十年も先までの収入の見積額、そういったものを引いた残りが、町から負担せないかん、その将来の借金だということにして、それを標準財政規模当たりで除して、どのぐらいの借金比率になるかということを出すのが負担比率なんです。これ、比率は出ますが、簡単にそれでそのとおりだというようなものでもないだろうと、私は思います。

それから、資金比率っていうのは、そういった収支会計じゃなしに、企業会計ですね、公営事業会計の資金がどれほど足りないかというのをあらわす、判定するのが資金不足比率。こうしたものからなっております。

で、結果はすべて適正に計算されてございまして、そういった比率につきましても、今のところ、何ら問題ないという比率に、国の基準に当てはめてみると、何ら問題ないと

いう比率になっているんです。

ちょっとだけ報告しておりますが、赤字比率、これは要するに、赤字を何%かという、出すその分析でありまして、当町は黒字であります。形式収支が黒字になっておりますから、もともと対象にならないものだろうと思いますので、問題外であります。そのこのはじめのところに実質赤字比率が、本当は△なしで書かないかん、そこへ△をつけて、前年度が7.45%、当年度が12.46%ということは、△がついてるということは、これは黒字だから、逆なんですね。赤字やったら、そのままの正数でくるんですが、マイナスの数字になっている。連結の場合も、その国保会計の赤字があるんですが、それを埋めるだけの水道事業の黒字であるとか、一般会計の黒字、そういったものがありますので、こちらも同じように黒字でありますから、赤字比率は問題にならない、赤字と違うから何ら関係ないということになります。両方とも問題ない。しかも、前年度よりは比率が改善されております。そういったものですね。

余計なことですが、単純な実質赤字比率。これはもう資料を皆さん方、お持ちかなと思うんですが、平成20年度分に当てはめてもらう、県下で39市町村当てはめてもらいますと、よいほうから、この前年度の7.45%というのは8番目の数字で、うちは黒字ですから、県下では8番目の数字ということで悪いことはないということになっております。当年度に当てはめて、12.46%を前年度と同じだということから当てはめてみますと、3番目の数字になって、非常にこの実質赤字比率はうちは悪くないという、この総務省の計算式でいきますと、悪くないということで、非常に県下ではいいほうになるということに分析されるということになります。

それから、実質赤字比率のほうは、前年1.78黒ですが、ことし8.9、これも好転しておりますが、こっち側はいわゆる県下のそのランクに当てはめてみますと、39のうちの、その去年のランクで23番目。で、ことしも同じように当てはめてもほとんど動かないということで、あんまりいいことはない。いいほうにはならないですね。これはまあ、国保の赤字があったり、何やかやするからかなと思うんですが、まあ、よそはその赤字比率が少ないのかもわかりません。その単純な一般会計だけの赤字比率は、うちは8番目、ことし置き換えると3番目になるかもわからない。この赤字は、上のところは7カ町村ありまして、平群町、上牧町あたりがトップに来まして、7カ町村が実質赤字になっている。それから、連結の場合は、御所市、高田市、高取町だけが赤字になってる、あとは全部黒字になっておるということで、赤字のところはかなりあるとい

うことですね。しかし、喜んでいていいかどうかというのと、これ、形式収支でいつてますのでね、本当は、実質単年度収支かなんかで見べきではないかと。そうすると大分変わるんやないかというふうに思います。総務省は、管理団体、要するに、早期健全化団体、あるいは財政再建団体、これがどんどん現れますと困るというんですか、あんまりいいことないということで、ややこういった基準は、今のところ緩い目にこの標準値が設定されているのではないかとというふうに、私の感じとしては思います。

しかし、財務４表、平成２０年度版の行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書あるいはもうひとつ、貸借対照表、これを見ますと、発生主義に置き直した平成２０年度は赤字になっております。私の、その２０年度、その前の年の計算も赤字でした。ことしの分も、先ほど言ってますように、４億８，４００万ほど発生主義では私の計算では赤字になってます。あんまり手放しで比率がいいからって喜んでるようなものでもないかなというふうに思ったりします。

それから、公債費比率８．７％となっておりまして、去年の１１％からよくなっています。全体のそういった財政規模に対して、８．７％の公債費が未償還金に、うちは平均してかかるというようなことのようにあります、この計算でいきますとね。前年度より向上しております。これは、去年に比べますと、元利償還金がわずかでありますが、減ってきておるということで、減ってきておるようですので、当年度がたまたま少なかったということです。これは当年度の元利償還が多いか少ないかで、ころっと変わります。当年度は少なかったんで、好転したと。しかし、少ないということは、それだけ町債として残っておるわけでありましたが、逆で、町債がようけ残った分、当年度償還額が減っておりますから、公債費比率は結局まあ下がったと。逆の結果になっておる、必ずしもいいとは言えない。

これも県下の３９町村で見ますと５番目ということで、平成２０年度分ですね。２０年度分のランクをこの２１年の比率で当てはめてみますと、３９番目の２番目になるということで、非常にこれはややうちはいいという数字になっておりますが、今申し上げているように、いいかどうかというのは、考え方かなというふうに思います。

それから、将来負担比率、これも２９．５％から１５．７％と半分に下がってると。非常に、そのだから将来負担が減ったんかなと、一見したら。借金減ったんか、退職金の負担が減ったのか。そうではありません。これもランクでいきますと、去年で２８番目。これは上牧町のように３００何％、あるいはどこですか、御所市のように２９１％、

高いところもありますが、それに比べたら少ない。しかし、これは計算式が3年平均でやるんですけれども、うちの場合は、たまたま当年度3年平均の都市計画税の、その都市計画事業への償還に充当した金額というのが、その計算するようになっておりまして、それが平成19年、20年、21年となって、それが平成19年度分、それまでの年度が60%程度やったやつが平成19年度、平成20年が79.8、73.6と非常に都市計画税のうちの都市計画事業債へ充当した金額が高いということで、今、都市計画税は1億2,500万ぐらい年間入ってきとると思うんですが、そのうちの大方を都市計画税で充当できるというような比率、これがしかし、平成22年度版、平成21年度はそれの繰り入れ率が充当率が63.2とまたもとに戻ってる。これが平成20年は、60%程度の都市計画税の、都市計画事業債の充当額が、それ以前と同じように下がったとすると、平均充当率が65%ぐらい下がってしまって、この比率は今の倍ぐらいに上がるんじゃないかと。27%ぐらい私の計算では戻るんじゃないかと思います。

だから、これは、この数字がいいかっていうと、そういう、もうこれ、都市計画税でね、将来、何年分計算しとるのかな。都市計画税が全負債のうち、51.7億円充当、わずか1億2,500万しか入らない都市計画税を、ごつつう、その充当率60何%、それで51億円も、ということは、42年分ですね。42年分をここへ充当しての計算ですから、だれもそんなもん、ここにいてる人おらん時代の話、そこまでの長期のこんな緩い計算式、だから、こんなのがええか悪いかというのは何とも言えません。そういったもんだというふうにお考えいただけたらと思います。

それから、資金不足比率ですが、これは要するに、水道と公共下水道。水道は企業会計で複式簿記の計算になっておりますが、公共下水道は収支会計、水道の場合は、これは要するに、資金は先ほど言ったように、普通の収支会計では形式収支があるから資金は回るんですが、こういった企業会計の場合は借金をしてお金を回す、あるいは決算は黒字だけれども、資金は不足しておって、資金繰りが火の車だっというような、計算合って勘定足らずというようなことも、そういった企業会計ではよく起こるんですが、そういったもんがないかどうかというのを見るために、こういった比率を出すということになっておりますが。これは純粹の手元資金だけ見るんでなしに、みなし現金、みなし資金をどんだけ持ってるかっていうことを見ることになっておりまして、要するに、流動資産と言いまして、手元のお金あるいは給水未収金のように、もう集金してきたらすぐにお金として使える、そういったものは現金だというふうに見るわけです。

決算の時点でまだ払ってない修繕代とか、あるいは県水の料金だとか、そういうものを1カ月、2カ月の間に払ってしまわないかんもんは、これは払ったんだと同じだというふうに見て、直に払うもんは、これはお金ないもん、もらってくるもんはお金としてもってるもんやというふうに、流動資産から流動比率を引いて、みなし的に現金何ぼ持ってるかっていうのを資金として見て、それが1年間の営業収入に対して、この場合、給水収益7億ほどの給水収益でございますが、それに対して何%ぐらい余ってるか足らんかという、これを見るということで、うちは、それが2億9,000万ほど流動資産の方が多いということで、これがマイナスのところが多いようです。結局、流動比率が高いということで、ここに書いてありますように、41.65%収入に対してもっておると。非常にまあ、資金はだぶついているという結果になっているということで、これは、資金比率等何ら問題ない。

さらに、企業債というのは相当の金額、先ほど20何億言うたかな、相当の借金あるんですが、それは長期で返していきます。しかし、水道事業の借金は、水道事業の決算では資本と見ることになっていて、負債と見ておらない。しかし、この企業債は負債と見て、その中で企業会計で言うワンイヤールールというのがありまして、1年以内に返す長期の借金は流動負債、もうすぐにお金は消えていくもんだというふうに見るもんだというふうになっておりますので、そういったワンイヤールールを適用しまして、1年以内に返済しなければならない企業債、予算ベースでいきまして、1億780万ほどありますが、それも借金、1年以内に消えてしまうお金だというふうに計算して、流動比率、流動比率等を修正し直しますと、これが41.65%は26.2%になります。それでも資金は過剰ということで、普通はそこで正数がこないかんやつが△つけてマイナスになっております。

そういったことから、今のところ、資金繰りは何ら問題ない、資金比率についてはうちは何も問題ない。将来的には、しかし、企業債の償還年限の方が配水管の耐用年数よりやや短いということで資金不足が来すような時代は多少出てくることあるかわからんというのは、いつも水道決算で申し上げているとおりでございます。

それから、公共下水道事業特別会計は複式簿記になっておりませんので、収支会計、収支会計で収支ゼロでございますから、資金不足も書いておらない。こういった収支会計、公共事業の公共下水道事業も本来複式会計にすべきだと思うんですが、赤字がどのぐらいかはつきりすべきだと思うんですが、あんまりこれを採用している市町村は少な

いということで、うちも複式簿記にはされておられません。

この場合は負債資産の概念がありませんので、要するに、当年度に繰り上げて使ったと。国民健康保険事業のような翌年の収入を繰り上げて使ったりしたお金がないかどうか。それから、当年度に払わなければならない支払いを来年に延ばしてないかどうか、これは、来年に延ばしたらそれは赤字です。実質赤字と見るわけですが、あるいは一般会計、一般経費に充当する、建設に使う経費に充当するんじゃないしに、維持費に使うような経費に対して、町債を発行して運営をしています。そういったものがあると、それはマイナスになりますよという計算をなさいとなっておるんですが、それは何もありませんので、収支ゼロのままです。収支ゼロは赤字になっておりませんので、赤字比率はゼロだということで問題なしということです。

すべて、財政健全化比率は良好でありまして、計算も何ら間違いはないということで、適正であるというふうに結論になります。

もう一遍繰り返しますが、まとめてみれば、そういうふうに、当面健全化団体になるとか、財政再建化団体に転落するというようなことは、あまり危機になるというか、そういうような懸念は全くありません。他市町村との比較、よそと比べた相対比較でも、上位にランクされている比率が非常に多いということで、まあいい団体だなというふうに結論としてはなるかなと思います。

しかし、申し上げておるように、国の基準はそういう具合に、少し私の目から見たら甘いのと違うかということで、これだけに安心するということはいいとも言えないのであります。絶えず緊張感を持って、運営をなさるべきでないかと。一連の収支はそれから見れば、ころっと変貌して、えらいことになるということはないと思うんですが、時々、何が起こるかわからんということで、弾力的な運営、こういったものを頭の中に入れてなさる、そういった注意が必要。それから、少子高齢化がしていくので、比率にこだわらずに、その慎重な運営、弾力化を進展するような運営方法、そういったものがいいのではないかというふうに、何度も言っておりますが、私の見解としては、少し長くなりました。すみません。ご清聴いただいてありがとうございます。以上でございます。

○嶋田委員長 辰巳代表監査委員さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございました。

ただいま報告を受けました審査結果について質疑があればお受けいたします。

ございませんか。

○辰巳代表監査委員 中川委員さんから、今ご指摘がありました。特別会計を7つと申し上げたが、6つでしたね、えらいすみません。

○嶋田委員長 これをもって質疑を終結いたします。

辰巳代表監査委員、中川監査委員には、あらかじめ決算審査結果の報告後、退席の申し出がございますので、これを許可したいと思います。

両監査委員さんには、一般会計及び特別会計の決算審査に当たり、詳細なご報告をいただき、ありがとうございました。委員長として心からお礼申し上げます。

10時30分まで休憩いたします。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

続いて、一般会計及び各特別会計の決算概要について、説明を求めます。

野崎会計管理者。

○野崎会計管理者 それでは、お手元の資料によりまず一般会計決算の状況の資料をごらんいただきたいと思います。座らせていただいて説明させていただきます。

まずはじめに、1ページでございます。資料として一般会計決算、特別会計決算の状況をお話させていただきますので、朗読をもって説明をさせていただきたいと思います。

平成21年度の予算編成に当たりましては、次に掲げております6項目のまちづくりの基本施策として掲げまして、前年度当初予算と比較して7億8,000万円、10.1%減の69億6,000万円で予算を編成いたしました。平成21年度予算補正の状況であります。予算執行の過程において、次のとおり9回の補正予算を編成したところでございます。繰越明許費を含めました最終現計予算額は87億4,249万8,000円になっております。これを前年度の最終予算額と比較しますと、7億8,270万6,000円、8.2%の減少となっておりますところでございます。

次に2ページでございます。平成21年度決算収支の状況についてでございます。まず、決算規模であります。平成21年度の一般会計決算額は、前年度と比較して、歳入が3億6,649万5,000円、4.2%の減少、歳出が5億6,312万4,000円、6.8%の減少となりました。

次に、2、決算収支でございます。(1)形式収支につきましては、歳入決算額84億3,453万3,000円から、歳出決算額77億3,472万8,000円を単純に

差し引いた形式収支は6億9,981万2,000円の黒字であり、前年度と比較して1億9,663万円、39.1%の増加となっております。

(2) 実質収支でございますが、形式収支から翌年度への繰越事業に伴う繰越財源を差し引いた実質収支額は6億6,339万4,000円の黒字であり、前年度の実質収支額と比較いたしまして、2億6,682万8,000円増加しているところでございます。

(3) 単年度収支につきましては、平成21年度の実質収支から平成20年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2億6,682万8,000円の黒字であり、前年度と比較いたしまして1億1,729万9,000円増加いたしておるところでございます。

(4) 実質単年度収支につきましては、平成21年度の実質単年度収支は2億6,918万円黒字となり、前年度と比較いたしまして1億9,320万1,000円増加をしておるところでございます。

決算収支の推移の表につきましては、各5年間の推移を示しておりまして、説明については省略とさせていただきますと思います。

次に飛びまして、4ページでございます。歳入の状況でございます。1の概要につきましては、平成21年度の歳入決算額は84億3,453万3,000円となり、前年度と比較いたしまして3億6,649万5,000円、4.2%の減少となりました。

平成21年度決算における歳入の特徴を見ますと、自主財源の中心である町税は、前年度と比較して、軽自動車税がわずかに増加したものの、町民税、固定資産税、たばこ税が大きく減少したことにより、町税全体で対前年度比9,824万5,000円、3.1%の減少となりました。

地方交付税では、地方財政対策が講じられたことにより、国全体の地方交付税総額が2.7%の増加となっている中、本町においては、基準財政収入額における税收等の減などにより、対前年度比9,377万6,000円、5.3%の増加となっておるところでございます。この結果、一般財源は61億8,026万円で、対前年度比1億6,876万1,000円、2.8%の増加となり、歳入に占める割合は73.3%となりました。また、その他の歳入では、国庫支出金は、地方道路交付金、安全・安心な学校づくり交付金などが減額となったものの、自立支援給付費負担金、地域活力基盤創造交付金、まちづくり交付金、学校情報通信技術環境整備事業費補助金、定額給付金給付事業費補助金、地域活性化・経済的対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金な

どが増額となったことから、対前年度比7億1,933万円、172.0%の大幅な増加となりました。

県支出金は、県民税取扱負担金などが減額となったものの、自立支援給付費負担金、児童厚生施設等整備事業費補助金、地球環境保全対策費等補助金、妊婦健康診査支援費補助金、衆議院議員選挙費委託金などが増額となったことから、対前年度比5,571万8,000円、16.3%の増加となりました。

繰入金につきましては、減債基金からの繰入を行ったものの、財政調整基金からの繰入を行わなかったことにより8,989万5,000円、98.0%の大幅な減少となりました。財産収入は、財産売却収入等が減少したことにより、2,746万6,000円、88.2%の大幅な減少となりました。

また、町債では、学童保育室建設事業債、まちづくり事業債、地方一般財源の不足等に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められております臨時財政対策債、減収補てん債が増額となったものの、土地改良事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、学校教育施設等整備事業債、地方特定道路整備事業債、総合福社会館建設事業債、地域活性化・緊急安心実現総合対策債が減額となったことによりまして、対前年度比11億3,620万円、62.0%の大幅な減少となります。

次、5、6ページにつきましては説明を省略させていただきたいと思います。

次に、7ページをお開き願いたいと思います。歳出の状況であります。1.概要につきましては、平成21年度の歳出決算額は、77億3,472万1,000円で、前年度と比較いたしまして、5億6,312万4,000円、6.8%の減少となりました。

歳出の内容を目的別に見てみますと、8ページの表でお示しいたしておりますけれども、教育費が学校ICT環境整備事業費、斑鳩文化財センター整備事業費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した各種事業費などの増加によりまして、対前年度比3億1,286万4,000円、35.0%、総務費が定額給付金給付事業費などの増加によりまして、対前年度比1億6,539万4,000円、14.2%、衛生費が新型インフルエンザ対応費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した各種事業費などの増加によりまして、対前年度比8,634万8,000円、10.7%の増加となりました。

一方、土木費がJR法隆寺駅周辺整備事業費、法隆寺線整備事業費などの減少により、

対前年度比 6 億 1, 0 2 0 万 6, 0 0 0 円、4 3. 6 % の大幅な減、民生費が総合保健福祉会館建設事業費などの減少により、対前年度比 5 億 1, 7 9 3 万 1, 0 0 0 円、2 0. 8 % の減、公債費が昭和 5 8 年度に借りました斑鳩南中学校建設事業債、平成 9 年度に借り入れたふるさとづくり事業債の完済などにより、対前年度比 4, 1 6 4 万 1, 0 0 0 円、4. 5 % の減少となりました。

この結果、歳出の構成比の順といたしまして、1 として民生費、2 として総務費、3 として教育費、4 として衛生費、5 として公債費等となっておるところでございます。

また、歳出の内容を性質別に見てみますと、9 ページの表でお示しいたしておりますけれども、義務的経費につきましては、人件費 1 4 億 6, 8 3 4 万 8, 0 0 0 円、扶助費 5 億 5, 9 2 7 万 8, 0 0 0 円、公債費 8 億 7, 8 1 5 万 2, 0 0 0 円となっておりまして、義務的経費全体では 2 9 億 5 7 7 万 8, 0 0 0 円となっているところでございます。投資的経費につきましては、普通建設事業費 8 億 2, 1 0 8 万円となっているところでございます。

その他の経費では、物件費が 1 6 億 8, 5 2 0 万 7, 0 0 0 円、補助費等 1 2 億 4, 9 1 1 万円、繰出金 8 億 5, 0 6 5 万 2, 0 0 0 円等となっているところでございます。

(1) の義務的経費につきましては、義務的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度と比較いたしまして 2. 6 ポイント増加し、3 7. 6 % となっているところでございます。義務的経費全体で、対前年度比 9 0 万 4, 0 0 0 円の減、増減率は 0. 0 % とほぼ横ばいとなっております。また、歳出に充当されました経常一般財源総額に占める義務的経費充当経常一般財源の割合は、前年度と比較いたしまして 1. 7 ポイント減少し、4 3. 6 % となっております。

(2) 消費的経費及び投資的経費につきましては、消費的経費全体の歳出総額に占める割合は前年度と比較いたしまして、1 2. 5 ポイント増加し、6 6. 1 % となっております。また、投資的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度と比較いたしまして、1 3. 1 ポイント減少し、1 0. 6 % となっております。

次に、1 1 ページをお開き願いたいと思います。財政構造等でございます。

1. 経常収支比率でありますけれども、平成 2 1 年度決算によります経常収支比率は 9 2. 7 % となり、前年度と比較いたしまして 1. 3 ポイント減少いたしているところでございます。経常経費における経常収支比率への影響を経費別に見てみますと、繰出金が公共下水道繰出金や後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金などの増によりまし

て1.0ポイント増加し、また、維持補修費が町道などの維持補修費の減により0.3ポイント、公債費が昭和58年度に借りました斑鳩南中学校建設事業債、平成9年度に借りましたふるさとづくり事業債の完済などによりまして1.2ポイント減少しているところでございます。下表につきましては、5カ年の数字を示したものでございますので、説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

次に、12ページでございます。2の公債比率でございますが、標準財政規模に対します公債費の割合であります。公債比率は10.4%となり、前年度と比較いたしまして、1.2ポイント減少しております。

次に、3、財政力指数でございますが、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を用いましてあらわしまして、平成21年度では0.635となっております。

なお、この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があると言われておりますが、近年は地方財政計画の圧縮や税源移譲によりまして上昇する場合もありまして、一概に余裕があるとは言えないものと言われております。

次に、13ページをお開き願いたいと思っております。各特別会計の状況でございます。

まず、国民健康保険事業特別会計決算の状況でございます。

平成21年度国民健康保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較いたしまして2億7,490万円、8.8%減の28億5,390万円で予算を編成いたしました。その後、予算執行の過程におきまして5回の補正予算を編成いたしまして、最終現計予算額は、34億4,430万7,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較いたしますと3億2,788万9,000円、8.7%の減額となっております。

平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計決算は、歳入総額28億5,756万7,000円、歳出総額33億5,609万4,000円で、収支差引4億9,852万7,000円の赤字となります。このため、平成22年度会計において繰上充用の予算措置をいたしまして、決算を終えております。なお、平成22年度に返還すべき療養給付費負担金870万5,000円、療養給付費等交付金459万4,000円が含まれていることから、実質的な収支額は5億1,182万6,000円の赤字となっております。

以下の表につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

次に飛びまして、15ページをお願いしたいと思います。老人保健特別会計決算の状

況でございます。平成21年度老人保健特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較いたしまして、2億716万、84.9%減少の3,684万円で予算を編成いたしました。その後、予算編成の過程におきまして、1回の補正予算を編成し、最終現計予算額は4,206万5,000円となっております。これを前年度の最終予算額と比較いたしますと、2億3,124万2,000円、84.6%の減少となっております。

平成21年度老人保健特別会計歳入歳出決算額は、歳入総額1,040万7,000円、歳出総額2,401万9,000円で、収支差引1,361万2,000円の赤字となりました。このため、平成22年度会計におきまして繰上充用の予算補正措置をいたしまして、決算を終えたものでございます。本特別会計の制度上の仕組みによりまして、この収支不足額につきましては、平成22年度会計において、支払基金から802万1,000円、国庫から447万3,000円、県から111万8,000円の精算交付されることとなっておりますのでございます。

以下の表につきましては省略させていただきたいと思います。

次に飛びまして、17ページをお開き願いたいと思います。

大字龍田財産区特別会計決算の状況でございます。平成21年度大字龍田財産区特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較いたしまして、31万5,000円、6.9%減少の423万円で予算を編成いたしました。平成21年度大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額423万9,000円、歳出総額が73万2,000円で、収支差引350万7,000円で実質収支額となったところでございます。

これにつきましても、以下の表については省略させていただきたいと思います。

次に飛びまして、19ページをお開き願いたいと思います。

公共下水道事業特別会計決算の状況でございます。平成21年度公共下水道特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較いたしまして2億4,750万円、15.5%減少の13億4,750万円で予算を編成いたしました。その後、予算執行の過程におきまして、3回の補正予算を編成いたしました。また、繰越明許費を含めました最終現計予算額は14億4,246万7,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較いたしますと3億9,107万2,000円、21.3%の減少となっております。

平成21年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億2,563万5,000円、歳出総額14億2,563万5,000円で、収支差引ゼロ円となったところでございます。

これにつきましても、以下の表については省略をさせていただきたいと思います。

次に飛びまして、21ページをお開き願いたいと思います。

介護保険事業特別会計決算の状況でございます。平成21年度介護保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較いたしまして6,540万円、4.4%増加の15億4,530万円で予算の編成をいたしました。予算執行の過程におきまして、4回の補正予算を編成いたしました。繰越明許費を含めました最終現計予算額は15億9,826万8,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較いたしますと、5,733万9,000円で、3.7%の増加となっております。

平成21年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額16億13万2,000円、歳出総額15億6,923万7,000円、収支差引3,089万5,000円となりました。なお、平成22年度に返還すべき国庫支出金447万9,000円、県支出金等259万1,000円、支払基金交付金196万7,000円が含まれていることから、実質的な収支額は2,185万8,000円の黒字となっております。

次に、23ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。平成21年度後期高齢者医療特別会計当初予算は前年度当初予算と比較いたしますと1,850万円、6.5%の減少の2億6,500万円で予算の編成をいたしました。予算執行の過程におきまして、3回の補正予算を編成いたしまして、最終現計予算額は2億7,248万3,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較いたしますと1,892万8,000円で、6.5%の減少となっております。平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が2億6,754万円、歳出総額2億6,666万7,000円、収支差引87万3,000円となったところでございます。

次に続きまして、資料に基づきます資料3の財産に関する調書をお願いしたいと思います。すみません、資料1の財産に関する調書をお開き願いたいと思います。

それでは、財産に関する調書につきましては、前年度から異動がありましたものにつきましてご報告をさせていただきたいと思います。

まず、財産に関する調書の1ページの1、公有財産（1）土地及び建物で異動のあったところからご報告をさせていただきたいと思います。1ページ以上でございます。

2ページ目をお開き願いたいと思います。

まず、行政財産のところ、上から17行目でございます。法隆寺駅北口広場で、土

地で５７８平米の減となっておりますが、広場用地を町道として使用目的を変更いたしておりました。異動整理漏れがありましたので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、表の下段でございます。並松児童公園の建物の木造のところで３平米の増となっておりますけれども、これにつきましては便所の新設によりまして、これも異動整理漏れでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、３ページでございますが、１行目の西里公園の建物の木造のところで１８平米の増となっております。これにつきましては東屋設置によるもので、これも異動の整理漏れでございますので、申し訳ございません。

次に、下から６行目と７行目でございます。町立斑鳩東学童保育室建物の非木造で１０９平米の増、それから町立斑鳩学童保育室建物の非木造で１３６平米の増につきましては、それぞれ別棟新築いたしたことによるものでございます。その下の行の斑鳩町文化財活用センターの非木造建物１８３平米の増につきましては、増改築したことによるものでございます。次に、３ページの末尾の行の西部防災公園の土地９７３平米の増につきましては、土地開発公社健全化対策用地より普通財産から行政財産への異動に伴います増でございます。

次に飛びまして、７ページをお開き願いたいと思います。上から１１行目の（仮称）服部１丁目地内ごみ置き場で７平米、その下の（仮称）興留１丁目地内ごみ置き場で２平米、その下の（仮称）龍田西５丁目地内ごみ置き場で２平米、その下の（仮称）目安北１丁目ごみ置き場２平米の土地の部分で、それぞれ増となっておりますけれども、これにつきましては、開発行為によりまして、町へ帰属されたものでございます。次に、下段の土地開発公社健全化対策用地の９７３平米の減につきましては、先ほど３ページでご説明申し上げました西部防災公園に変更したことによります減でございます。

合計でございます。土地につきましては増が９８６平米、減が１，５５１平米で、決算年度末現在高は３５万７７０平米となっておりますのでございます。

次に、建物につきましては、木造部分の２１平米の増、非木造部分の増で４２８平米、建物合計で決算年度末現在高は９万１，９６６平米となっておりますのでございます。

次に、物品の異動についてでございます。８ページをお開き願いたいと思います。

（３）物品の異動についてでございます。これにつきましては、取得価格１００万超えの重要物品につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、８ページの下から２行目でございます。ポータブルユニットでございます。こ

これは歯科診療用の器具でございますけれども、老朽化に伴いまして、1セットの減、これにつきましても異動整理漏れでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、9ページをお開き願ひたいと思ひます。上から3行目の生ごみ再生処理装置で、老朽化に伴いまして5台減ということになっておるところでございます。

次に、15行目のLGWANサービス提供装置、総合行政ネットワークサービス提供装置の更新に伴いまして、機種変更によりまして1台減となっております。

次に、下から3行目の空き缶回収機で西公民館・東公民館へ、1台ずつつくって2台の増となっております。次に、その下の投票用紙分類機で1台の増、それから、その下の下段の不正持出禁止システムで、これにつきましては、聖徳太子歴史資料室開室に伴います図書の不持出禁止システムの導入に伴いまして、1台の増をいたしておるところでございます。

決算年度末現在高は118となっております。

次に、10ページをお開き願ひたいと思ひます。車両につきましては、乗用車で2台の増、4台の減、貨客車で2台の増、1台の減、貨物車で3台の増、2台の減、かわりまして11ページの軽自動車で1台の増、それからごみ収集車で2台の増、1台の減でございます。そして、一番下の決算年度中の合計では増が10台、減が8台で、決算年度末現在高が45台ということになっておるところでございます。

次に、12ページをお開き願ひたいと思ひます。

(4) 出資による権利につきましては、決算年度中の増減については異動がございませんでした。区分の下段の地方公共団体金融機構につきましては、平成21年6月に「地方公営企業等金融機構」から、「地方公共団体金融機構」として改組されたことによりまして、名称を変更いたしているところでございます。出資によりまして権利の決算年度末現在高は5億3,764万円となっているところでございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。

(5) 基金の状況でございます。決算年度中増減のありました主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、上から2行目の土地開発基金につきましては、土地開発公社貸付基金返済金といたしまして、阿波2丁目地内用地貸し付け分の9,628万3,883円、貸付金元金償還金で1,260万円、利子が16万45円で合計1億904万3,928円の増となっております。減では公共用地取得、阿波2丁目によりまして、9,

6 2 8 万 3, 8 8 3 円、土地開発公社貸付金、興留 1 0 丁目、龍田西 3 丁目で、3, 2 1 4 万 3, 2 7 9 円で、合計 1 億 2, 8 4 2 万 7, 1 6 2 円の減となっているところでございます。決算年度末の合計が 3, 4 7 4 万 5, 6 6 0 円でございます。

その下の財政調整基金につきましては、利子のみの増で、2 3 5 万 1, 8 0 5 円の増で、決算年度末現在高は 1 5 億 5, 5 3 5 万 6, 6 8 5 円でございます。

次に、減債基金につきましては、住民公募債の償還用積立金として 6, 3 8 9 万 3, 0 0 0 円は積み立ていたしております。また、利子分として 4 9 万 3, 0 8 9 円で、合計 6, 4 3 8 万 6, 0 8 9 円の増でございます。また、減では財源対策債の償還として 1 8 5 万 5, 0 0 0 円を取り崩しいたしております。決算年度末現在高につきましては、3 億 3 8 3 万 5, 5 1 2 円でございます。続きまして、福祉基金につきましては積立金として 1 0 0 万円、利子分で 1 2 万 4 0 7 円の増となっております。決算年度末現在高は 3 億 2, 5 5 3 万 5 3 2 円でございます。

次に、下から 3 行目の国民健康保険財政調整基金につきましては、利子分の増で 9 2 0 円、また、減では国民健康保険財源から基金を取り崩し、充当をさせていただきましたのが 2, 4 8 0 万円で、決算年度末現在高は 6 万 9, 1 8 7 円でございます。

続いて介護保険給付費準備基金につきましては、積立金で 4 0 4 万 6, 8 1 1 円、利子分で 2 6 万 2, 7 8 9 円の増、合計で 4 3 0 万 9, 6 0 0 円の増でございます。また、減分では 1, 6 0 3 万 3, 0 0 0 円を取り崩し、介護保険給付事業に充当させていただいております。決算年度末現在高は 7, 7 0 0 万 6, 2 8 4 円でございます。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、利子分で 3 万 9, 2 0 1 円の増で、減の分では 9 7 5 万 6, 0 0 0 円を取り崩しいたしまして、決算年度末現在高は 3 8 4 万 4, 4 5 9 円でございます。

基金の決算年度中の増の合計が 1 億 8, 1 9 7 万 3, 9 0 4 円、減の合計が 1 億 8, 0 8 7 万 1, 1 6 2 円で、決算年度末の現在高は 1 1 0 万 2, 7 4 2 円増の 2 4 億 1, 6 5 0 万 1 3 5 円でございます。

次に、貸付金では都市開発基金から都市開発公社への貸し付けで 3, 2 1 4 万 3, 2 7 9 円でございます。

次に、1 4 ページをお開き願いたいと思います。土地につきましては、下段の阿波 2 丁目地内の用地取得 3 9 2 平米、9, 6 2 8 万 3, 8 8 3 円の増で、決算年度末現在高で、面積で 2, 8 4 5 平米、価格で 5 億 1, 2 2 9 万 7 1 6 円でございます。

以上で、一般会計並びに各特別会計の決算の概要につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ないようですので、これをもって概要説明に対する質疑は終結いたします。

続いて、健全化判断比率報告について説明を求めます。

清水総務部長。

○清水総務部長 それでは、平成21年度決算におけます健全化判断比率等の状況につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定にもとづきまして、報告をさせていただきます。

お手元に配付をさせていただいております資料7の平成21年度健全化判断比率等報告書の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、ひとつ目の指標でございます。実質赤字比率についてでございます。

一般会計等におきましては、その支出の主な財源を、地方税、地方交付税等の一般財源に求めておるところでございますが、その会計における歳出に対する歳入の不足額、いわゆる赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表しております標準財政規模の額で除した比率がこの「実質赤字比率」でございます。

平成21年度の一般会計における実質収支額は6億6,339万4,000円の黒字となりましたことから、実質赤字比率はマイナスの12.46%となりまして、前年度のかっこ内の数字でございますが、マイナスの7.45%と比較しますと、5.01ポイント改善をしているところでございます。

なお、この実質赤字比率におけます早期健全化基準につきましては、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準でございます2.5%から10%という数値と、財政再生基準、右側に書いてございますが、20%との中間の値をとりまして、市町村の場合、財政規模に応じて11.25%から15%の間というふうにされておまして、本町の場合、14.80%となっております。また財政再生基準につきましては、市町村の場合は20%とされているというところでございます。

次に、2つ目の指標でございます。連結実質赤字比率につきましては、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、歳出に対する歳入の不足額をその団体の

標準財政規模の額で除した比率であります。平成21年度の連結収支につきましては、4億7,394万9,000円の黒字となったことから、マイナスの8.9%となり、前年度のマイナスの1.78%と比較して、7.12ポイント改善をしているところでございます。なお、この比率におけます早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準、当町の場合は、先ほど申しましたように14.8%でございますが、この数値に公営企業等における経営健全化等を踏まえた5%を加算することとされております。市町村の場合、財政規模に応じ16.25%から20%とされておまして、本町の場合は、本町の早期健全化基準は19.80%となっております。

また財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算し、市町村は30%とされております。なお、この比率につきましては、3年間の経過的な基準が設けられておまして、市町村の場合は、平成20年度及び21年度決算に基づく比率は40%、平成22年度決算に基づく比率は5%下がりまして35%となっているところでございます。

次に、3つ目の指標の実質公債費比率であります。地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費であります公債費や公債費に準じた経費を、その団体の標準財政規模を基本とした額で除した比率の過去3カ年間の平均値とされております。平成21年度は8.7%となり、前年度の11.0%と比較して、2.3ポイント改善しております。なお、この比率におきましての早期健全化基準は、現行の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限される基準とされております25%とされております。また、財政再生基準につきましては、同様に公共事業等につきまして許可が制限されております基準であります35%となっております。

実質公債費比率が改善をしている主な要因につきましては、恐れ入りますが、この資料の7ページをご覧ください。この今見てもらってる健全化判断報告書の7ページ、この表につきましては、1行目に参考資料、実質公債比率の算出に用いる基礎数値と書いてございますが、過去3年間の実質公債費比率の算出に用いる基礎数値を表記したものでございます。この表の中段よりやや下のほうに「標準財政規模」という欄がございます。記載しているアルファベットでいいますと、u欄でございますけれども、見ていただきますと、町税などの標準税収入額等は減少しておりますものの、国の地方財政対策による普通交付税や臨時財政対策債が増額となったため、比率算定の分母となる額、これは下から5行目のz欄の数値が増加いたしましたことによりまして、t欄の分子と

なる額がほぼ横ばいにもかかわらず、比率の減少が見られたところでございます。

当町の実質公債費比率が全国の団体と比べてどの程度の水準かということにつきましては、下2行に記載しておりますように、平成20年度では全国市町村平均14.4%、全国市区町村平均11.8%のいずれも下回っているという結果となっております。

申しわけございません、また1ページに戻っていただきたいと思います。

4つ目の指標でございます将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金増を控除した上で、その団体の標準財政規模を基本とした額で除した比率とされております。

平成21年度は、早期健全化基準350%に対しまして15.7%で、前年度と比較いたしましても13.8%向上をしております。

申しわけございません、また、この資料の9ページの参考資料、将来負担比率の状況という表でございます。この表を見ていただきますと、本町の平成21年度末時点で想定をされます将来負担額は長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの、土地開発公社へ依頼している事業に係る債務負担行為額など、契約等で将来の支払いを約束したものや、公営企業等、他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、及び一部事務組合により整備した施設に係る地方債のうち、本町の負担などを合わせたものでございまして、中段にございます「将来負担額A」と書いてあるところでございますけれども、ここを見ていただきますと、その額は188億4,710万6,000円、対前年比9,349万4,000円の減となっております。

また、この将来負担額に充当が可能とされております財源は、基金、都市計画税や国・県支出金などの特定財源、基準財政需要額歳入見込額を合わせたものでございます。充当可能財源等に、書いてある下から7行目に書いてございますけれども、この「充当可能財源等B」のところでございます。181億348万9,000円、対前年度比5億3,062万5,000円の増となっております。実質的な将来負担額が下から4行目にございます「AマイナスB」で、分子値と書いてございます。そのところでございますけれども、7億4,361万7,000円、対前年度比6億2,411万9,000円の減となっております。一方、その分母となります標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額が、「CマイナスD」、下から4行目でございます。分母値のところでございますが、47億1,049万8,000円、対前年度比7,505万円の増となって

おります。このように、分母値の増、及び分子値の減となったことから、ともに比率低下につながることから、将来負担比率は13.8%減の15.7%となったところでございます。

将来負担比率につきましても、全国平均と比較をいたしましたところ、下から1行目と2行目でございますが、平成20年度では、全国町村平均80.2%、全国市区町村平均100.9%のいずれも下回っているという結果となっております。

続きまして、資料、また戻っていただきまして、今度は2ページをお開きいただきたいと思います。2ページには書いておりますが、資金不足比率の状況でございます。

水道事業会計につきましては2億9,092万6,000円の余剰額が生じておりまして、公共下水道事業会計は収支ゼロになっております。いずれの会計におきましても、資金不足は生じていない状況でございます。すみません、11ページ。参考資料、斑鳩町の健全化判断比率等の推移という表題になりますが、これにつきましては、この題名のとおり、過去4年間の比率の推移をとりまとめております。平成19年度におきましては連結実質赤字を生じましたが、以降はすべての比率も含めまして、着実に改善をしているところでございます。

以上をもちまして、平成21年度決算における健全化判断比率等についての状況の報告とさせていただきます。以上、よろしくお願いします。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 ないようですので、これをもって健全化判断比率に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第2号 平成21年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査に入ります。

理事者の説明を求めます。 清水総務部長。

○清水総務部長 それではまず、今度は一般会計の認定の議案書をまず朗読をさせていただきます。

認定第2号

平成21年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成22年8月30日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、一般会計の歳入全般につきまして、先ほどの会計管理者からの説明と若干重複するところがございますが、説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。お手元に配付をさせていただいております資料3でございます。一番分厚いやつでございます。主要な施策の成果報告書でございますが、これの75ページをお開きいただきたいと思います。それと、途中で資料の5でございますが、決算付属参考資料、資料の5でございます。決算参考資料も見ていただくことになりますので、よろしくお願ひします。それでは、主要な施策の成果の75ページから説明をさせていただきます。

「第2表 平成21年度一般会計歳入決算の内訳」でございます。

平成21年度の歳入決算額は、この表のとおり合計84億3,453万3,000円となっております。前年度の決算額と比較して、3億6,649万2,000円、4.2%の減となっております。

その主な内訳といたしましては、一番上段でございます町税が30億2,081万2,000円で、歳入決算額の35.8%を占めております。次に、下から7行目でございます。地方交付税につきましては18億6,433万7,000円で、構成比が22.1%。下から5行目の国庫支出金が11億3,748万9,000円で、構成比が13.5%となっております。その他では、下から3行目の町債が6億9,770万円で、構成比が8.3%、上から7行目の繰越金でございます、繰越金につきましては、5億318万2,000円で構成比が6.0%と。また下から4行目の県支出金が3億9,719万3,000円で、構成比が4.7%等となっております。

次に、これら歳入の状況について説明をさせていただきます。

まず、町税につきましては、次の76ページを見ていただきますと、第3表、平成21年度町税決算の状況がございます。これを見ていただきたいと思うんですけども。この第3表のとおり、町税につきましては、下から4行目でございます軽自動車税が前年度と比較いたしまして63万4,000円と、1.8%のわずかに増となっておりますものの、町民税につきましては、一番上段でございますが、6,752万9,000円と4.1%の減、固定資産税が2,236万1,000円と、1.9%の減、たばこ税につきましても775万7,000円と5.6%の減となっております。町税収入全体では、対前年度比9,824万5,000円、3.1%の減収となっております。

また、町税の徴収率につきましては、全体で95.3%となっておりまして、前年度の95.5%と比較いたしまして0.2ポイント低下をしております。

次に、目的税でございます都市計画税の使途状況につきまして説明をさせていただきたいと思います。先ほど申しました資料5の決算付属参考資料の10ページを見ていただきますと、平成21年度の都市計画税収入額は1億2,561万2,000円となっております。この資料の中でお示しをしておりますように、公共下水道事業、そしてこれまで都市計画事業として借入れを行った町債の償還金にかかる一般財源は、表の上の表の右下の欄でございますけれども、3億6,121万8,000円となっておりまして、この一般財源に都市計画税を充当できることから、その全額を充当している状況でございます。この表はここまでで、申しわけございません、また施策の成果の75ページに戻りたいと思います。申しわけございません。

この表の町税と並びまして、大きな柱でございます下から7行目の地方交付税につきましては、地方財政対策が講じられましたことによりまして、国全体の地方交付税総額が2.7%増となっている中にありまして、本町におきましては、基準財政収入額における税收等の減収などによりまして、対前年度比9,377万6,000円、5.3%の増でございます。

次に、下から5行目でございます。国庫支出金につきましては、地方道路交付金、安全・安心な学校づくり交付金などが減額となったものの、自立支援給付費負担金、地域活力基盤創造交付金、まちづくり交付金、学校情報通信技術環境整備事業費補助金、定額給付金給付事業費補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金などが増額となりましたことから、対前年度比7億1,933万円、17.2%の大幅な増となっております。

次に、下から3行目の町債につきましては、学童保育室建設事業債、まちづくり事業債、地方一般財源の不足等に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められております臨時財政対策債、減収補てん債が増額となったものの、土地改良事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、学校教育施設等整備事業債、地方特定道路整備事業債、総合福社会館建設事業債、地域活性化・緊急安心実現総合対策債が減額となったことによりまして対前年度比11億3,620万円、62.0%の大幅な減となっております。

次に、下から4行目の県支出金につきましては、県民税取扱負担金などが減額となったものの、自立支援給付費負担金、児童厚生施設等整備事業費補助金、地球環境保全対

策費等補助金、妊婦健康診査支援費補助金、衆議院議員選挙費委託金などが増額となったことによりまして、対前年度比5,571万8,000円、16.3%の増となっております。これらの歳入を町が自主的に調達できる自主財源と、その調達を国・県に依存する依存財源に分類してみますと、町税や使用料及び手数料などの自主財源につきましては39億4,816万5,000円で、繰越金や諸収入等は増となっているものの、町税や繰入金等の減額によりまして、対前年度比8,415万4,000円、2.1%の減となっております。また、この自主財源の歳入全体に占める割合は46.8%となり、前年度の45.8%と比較して1.0ポイント増加をしております。

一方、地方交付税や町債などの依存財源につきましては44億8,636万8,000円で、対前年度比2億8,434万1,000円、5.9%の減となっております。

以上をもちまして、歳入全般につきましの説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、一般会計歳入全般についての質疑をお受けいたします。 里川委員。

○里川委員 ずっとこれ、説明を聞いていて、この間のいろんな流れを見る中で、代表監査委員さんも、決して安心はしておれないというような言い方をされていましたが、私も今、歳入の説明を聞いて、さらに安心していられないなと思ったのは、今まで交付税ってというのはきちっと一定確保されていて、その交付税がどんどんどんどん、減らされてきた。その半面、今回、国庫支出金なんかは、大幅に増されているというものの、非常に臨時交付金であったり、その単発の制度を利用して得た国庫補助金だったりっていうケースが非常に、その感が強いんですね。ですから、安定的にずっと継続して得られる国庫支出金ではなく、そういう単発臨時交付金、そういう形で得ているっていう状況が非常に強い傾向にあるんじゃないかな。ですから、この数字というのは、毎年結構変わってくる、大きく変わってくる数字ではないかなと。過去でしたら、交付税にしろ、国庫支出金にしろ、県支出金にしろ、ある程度、そんなに大きく変わらんと、こうあったと思うんですが、最近の傾向としては、非常にこの国庫支出金あたりは大幅に動いてくる。ことしはこうやったけど、来年はこうやと、非常に動きのある財源かなっていうふうな危機感を私自身は持ってるんですけども、町としてはどんな捉え方をされてるのかなと。その安定的に入ってくるお金、単発的に入ってくるお金ということで考えると、この国庫支出金のあり方っていうのかな、この辺は、どう私たちは見ていけばいい

のかなと。これずっと不安に、私もこの間思ってますんで、一度お聞きしときたいなというふうに思うんです。

○嶋田委員長 清水総務部長。

○清水総務部長 確かに、今、委員おっしゃるような面もあるかと思いますが、基本的に地方交付税につきまして、ご存じのように基準財政需要額が基準の収入に満たない部分について交付税算入されるといったことがございました。その年度年度でいろんな状況があるっていうことは言えるわけですが、今、国全体で、国の補助金事業の見直し等々がされている中であって、平成21年度につきましては、おっしゃるように地域活性化の臨時交付金等々がありまして、その交付金によりまして一定の国庫支出金が増となったという事例がございました。

ただ、私どもも、今回がたまたま、たまたまっていう言い方は語弊がありますが、皆様のご努力等々によって黒字決算を迎えたというなかでありまして、また、財政4指標につきましても、良好な数字であるといったああいう結果が出たものの、決してこれに安穩としているわけではございません。監査委員さんのご指摘にもございましたように、固定経費の問題もございます。将来的に、公共下水道事業あるいは駅前の周辺整備事業、また学校の耐震の事業等々、いろいろあるわけですが、その中でこの支出額については十分、重点的に取り組んでいく必要がございます。その中で、いかに財源を求めるかということにつきまして、ことし、たまたま、すみません、また語弊がありますが、ことしは黒字になりましたけども、将来的にも何らかの手当て、例えば人件費につきましては当然、今おる職員の中で、目いっぱいやらしていただく中で、また臨時職員も多いという中で、どういった対策をしていくかということがございますけども、その間もできる限り、なかにおいて、工夫した予算をやっていく必要があるというふうな認識でございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 地方交付税についてはそうなんですね。どんどん減ってきてちょっと心配やけども、でも、この間にいろんな制度が一般財源化されてきて、地方交付税で算入しますよ、国庫補助金というとらえ方をせずに、もう最たるものは保育所の運営費なんかそうですね。就学援助金とかでもそうですけど、一般財源化していくと。で、一般財源化していったら、それで交付税に算入しますよと。その交付税が減ってきてると。その半面ですね、この国庫支出金ではそうやって臨時対策の臨時交付金、こんな事業をした

らやりますよとか、それとかいろんな制度、介護保険にしたってそうですけど、後期高齢でも、それから障害者自立支援でも、制度をつくった、制度をつくったけども、結局そういう対象の住民からのいろんな意見が上がってきて、制度をそのままずっと変えられずに制度を2年維持しましょうとか、3年維持しましょうとかいうて、特別に手を打つ、国のほうが手を打つ、そして手を打つために、じゃあ、市町村にこんだけ国からお金出しますから、そういうふうにしてくださいというようなね、制度が変わってくる中にあっても、何か期限つきでこういう制度が行われて、じゃあ、ことしまではそれ制度あるけど、来年からどうなるかわかれへんみたいな、そういうお金の流れ的なものが国庫支出金にはすごく見え隠れしてるんじゃないかなということが気になってるんですね。ですから、この国庫支出金の捉え方って非常に重要やなと、私ずっと、つくづくこの間ね、これ見てて強く感じてるとこなんです、心配しながらね。それは、そういう視点っていうのは私も持ってますけど、当然町も持っておられるだろうと思うんですけど、それとあとひとつ尋ねたいことがあるんですけども。さっき言いましたように、国が補助金を出さずに、補助金を減らした、そしてそのかわり起債を起こしてください、その起債は償還するのに、交付税算入、8割交付税算入しますよとか、この間、何年もそういう流れでずっと来ましたね、起債しなさい、交付税で償還しますと。この起債ですね、交付税で算入されますよと言われる起債について、私は、ほんまにそんだけちゃんと交付税に入っているのかどうかっていうのは、ちょっと心配はしてるものの、公債比率っていうものを町が出すときにはね、この交付税算入されますよという公債費、町債ですね、っていうのはどういう取り扱いになってんのかというのが、ちょっと私も勉強不足なんで。この辺がね、公債比率出すときの公債と言われるものの中に、これらが入っているのか、入っていないのかっていうのが、ちょっと私、わかり切らないんで、どうもちょっと計算してみてもよくわからないんで、どういう考え方になってんのか、そこだけちょっと尋ねときたいなというふうに思っているんですけど。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 先ほど、冒頭の国庫補助金も、冒頭、ご質問、今変わりました。確かに国庫補助金につきましては、まず、当初、保育所運営費から始まったわけです。その前に、各種がん検診、これ、すべて国庫補助金でいただいております。これはすべて交付税算入になって一般財源化されてきた。そうした中で、順次、そうした中で、町の国庫補助はどんどん減ってきて、そうした中で地方交付税に算入されておりますけども、地方

交付税総額はどんどん減ってきております、三位一体改革で。そうした中で、今、地方においては、斑鳩町のみならず県でもそうです。いろんな地方、県及び市町村は、非常にそういうことから財政が苦しいという状況になっておる。それはもう皆様方、認識をいただいているとおりでございます。

もう1点、例えば妊婦健康診査でございます。これは、国は14回やりますよと。ただ、何年か、3年間に限りやりますよと。あとは町村、その間にいろいろシステムを構築して、あとは町村の判断ですよと。また、5回に戻すなり、14回にやりなさい、それは町村の努力でしなさい、こういう国の指定になっておりますので、非常に疑問には感じておるところでございます。

それともう1点、実質公債比率につきましては、元利償還につきましては、当然計算上、分母から標準財政規模から元利償還金と準元利償還金を引きます。それで、分子のほうで、その償還された分は分子が減ることに、マイナスにしますんで、それはマイナスをしておるということでご理解をいただきたいと思います。

国庫補助についてといえ、交付税算入につきましても、例えば公共下水道がございます。当時でしたら、元利償還の50%を国庫補助しますよとなっておりました。ところが、やっぱり国の財政もだんだん悪くなってきて、次は45%ですよと、今では30%ですよ、その減った20%は町でいろいろと努力をしなさいとなっておりますので、そういうことから非常に町村は厳しい状況にあるという状況と認識をいたしております。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

はい、伴委員。

○伴委員 ちょっと教えてほしいんですけど。75ページの地方消費税交付金なんですけど、これは増額となってますねんけど、ちょうどこの21年度というのは、全国的にもリーマンショックとかそういう形で非常に消費が厳しかった年だった。これはどういう計算からこの地方消費税交付金がかう上がってきているのか、ちょっとこのあたり、ちょっと教えてほしいんですか。

○嶋田委員長 今すぐいけますか。

はい、清水総務部長。

○清水総務部長 地方消費税の交付金につきましては、都道府県で精算した後の金額分の2分の1相当額が生じて、それに対して交付されるといったことで、これにつきまして

は、前年度も今年度も計算のやり方自身は変わってないってということでございました。今、ここにございますように、今、ことしの決算額が、１億８，７００万余り、前年度につきましては、１億７，５００万で１，１００万ほど上がっているということでございますけども、実質的に２０年度と２１年度の中ですね、結果として、こういう消費税の収入がふえたという形でなっております。で、おっしゃるようにリーマンショックでありますとか、最近でいいますギリシャとか、いろいろございますけど、それ以前の部分が入っているのかなと、特にそういった企業活動そのもの、例えば地域間の消費活動、そういうものについては、まだこの部分には表れてきてないのかなといったことだというふうに思っています。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっともうひとつ教えてほしいですけど、この消費税ですね。これは県内の消費っていうものが、県内消費というものが斑鳩町に絡んできてるんかということ、もう一度確認をお願いします。

○嶋田委員長 清水総務部長。

○清水総務部長 はい、そのとおりでございます。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋田委員長 ないようですので、これをもって一般会計歳入全般に対する質疑を終結いたします。

理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

（午前１１時４０分 休憩）

（午前１１時４２分 再開）

○嶋田委員長 再開いたします。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算審査を行います。

まず初めに、第１款、議会費についての説明を求めます。

藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 それでは、第１款、議会費の決算の状況についてご説明します。失礼いたします。主要な施策の成果報告書の８３ページから８４ページでございます。

平成２１年度の歳出決算額は９，９８５万７６８円、執行率で申しますと９４．１％となっております。前年度決算額１億１６６万４，３９７円と比較いたしまして、１８

1万3,629円、1.8%の減少となりました。前年度と比較して、決算額が減少いたしました主な理由は、人事異動により153万円、また地上デジタル放送対応による備品購入費63万8,000円が増加となったものの、一方では、昨年10月の議員失職により報酬等で254万円、議員期末手当の支給率の引下げにより138万4,000円の減となったことによるものでございます。

それでは、事業別施策の取り組み状況についてご説明を申し上げます。

まず、住民意識の醸成と参加機会の充実についてでございます。はじめに、定例会、臨時会の開催についてでございますが、定例会は4回、臨時会1回が開催され、会期日数は延べ89日で、定例会における議案総数は106件、うち町長提案98件、議員発議6件、委員会発議2件で、計102件が原案どおり可決となっております。議員発議及び委員会発議につきましては、議員期末手当の引下げを内容とする条例改正や、町民から陳情を受けまして提案されました「携帯電話基地局の電磁波対策を求める意見書」など、条例改正1件、意見書3件を可決し、意見書については政府関係機関に送付いたしましたところでございます。

次に、常任委員会及び特別委員会の開催についてですが、定例会前の事前委員会を含めまして、延べ67回、69日間の開催となっております。

また、閉会中の委員会活動として、継続審査案件について審議を行うとともに、各委員会において先進地事例に学ぶために先進地視察研修を実施いたしました。平成21年度におきましては、総務常任委員会では文化財活用センターの運営に関して、また、豊岡市の防災の取り組みについて、先進地視察等を実施いたしました。また、厚生常任委員会においては、いわゆる「ごみのポイ捨て禁止条例」や、生ごみ堆肥化事業などについて、先進地視察を実施いたしました。また、建設水道常任委員会では、観光と景観行政について、議会運営委員会では、常任委員会の複数所属制度と予算決算常任委員会の運営について、それぞれ先進地視察を実施いたしました。

次に、会議録の作成・閲覧でございますけれども、広報の活動の充実につきましては、平成20年度と内容に変わりございませんので、説明につきましては割愛をさせていただきます。次に、地上デジタル放送への対応でございますけれども、地上デジタル放送に対応するため、議場モニターテレビ3台と議員控室のテレビ1台を、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして更新したものでございます。なお、議場モニターテレビにつきましては、庁舎建設当初に設置をされたもので、20年以上経過をして

おりますことから老朽化が著しく、この際に更新したものでございます。

以上、簡単でございますけれども、議会費の決算状況についての概要説明とさせていただきます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第1款、議会費について質疑をお受けいたします。 主要な施策成果報告書の83ページから84ページです。委員の皆さんには、質疑・答弁がスムーズに行えますよう、ご質問の際には、主要な施策成果報告書並びに関係書類等の資料名、資料番号、ページ数などもお示しいただきましてご質問していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問のある方、どうぞ。

里川委員。

○里川委員 この主要な成果表に出ている問題ではないんですけれども、議会としまして、町内で不幸事があったときに、今まで弔電を一々打っておりました。その経費がかさばるのではないかということで、死亡届を出されたときに、町長が出されるのとともに、議会も文書をお渡しするようにしたと。で、関係、どうしても弔電をご送付せないかんところもちろんありますので、弔電ご送付するケースと、そして、その文書をお渡しして経費を削減していく部分というふうにあると思うんですけれども、できましたら、そういう形にして、どの程度その経費的には削減ができたというふうに見ておけばいいのか、参考までに、この際ですので、ちょっと確認をさせていただけたらというふうに思ってます。

○嶋田委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 44 分 休憩)

(午前 11 時 48 分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

13時まで休憩いたします。

(午前 11 時 48 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

藤原事務局長。

○藤原議会事務局長 午前中の里川委員のご質問でございます。町内の方のお亡くなりになった方に対する弔電ということの節減経費、節減効果はどうであったのかというご質

間でございますが、過去におきましての町内のお亡くなりになられた方につきましては、基本的には、議員互助会の方で支出をしておりました。ただし、公職にあられたような方に関する、いわゆる交際費で支出するようなものにつきましては、１８年度以前につきましては弔電をさせていただいたというところでございます。そういった方につきましても、現在は町内にお住まいの方につきましては、すべてお悔み文書を手渡しするといった対処をさせていただいてます。そういったことで、平成２１年度につきましては、交際費のうち、弔電に関する経費といたしましては、５件２，９００円でございます。

よろしく願いいたします。

○嶋田委員長　よろしいですか。

○里川委員　はい。

○嶋田委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋田委員長　これをもって、第１款、議会費についての審査を終わります。

次に、第２款、総務費について説明を求めます。

清水総務部長。

○清水総務部長　それでは、第２款、総務費につきまして、総務部及び会計室所管の歳出決算の状況につきまして、説明をさせていただきます。いすに座って説明をさせていただきます。

平成２１年度歳入歳出決算書では８６ページから、平成２１年度主要な施策の成果報告書では８５ページから１３０ページとなっております。

まず、決算書の８６から８７ページにございますように、第２款、総務費全体では、予算現額１３億７，４９５万９，１９５円に対しまして、決算額は１３億２，９７７万７，７４３円で、執行率は９６．７％となっております。

第１項、総務管理費では、予算現額１１億４，３８５万６，１９５円に対しまして、決算額は１１億８２６万７，４３８円で、執行率は９６．８％となっております。

なお、決算書に記載しております翌年度繰越額の明許繰越費５２５万８，０００円につきましては、全国瞬時警報システム整備事業と、第４次斑鳩町総合計画策定事業に係るものでございまして、それぞれ２１年度での事業ができなかったことから、平成２２年度に繰り越しをさせていただいております。

それでは、第１項、総務管理費の各目に係ります主な施策の実施内容等について説明

をさせていただきます。主要な施策の成果報告書の８５ページをよろしく願いいたします。

第１目、一般管理費では、予算現額３億６，８２３万６，０００円に対しまして、決算額は３億６，０７９万４，５４７円で、執行率は９７．９％となっております。

主な支出内容は、給料、職員手当、共済費等の人件費、職員退職手当組合負担金などとなっております。まず、自治会への助成では、コミュニティ活動を支援するため、自治会に対し、文具料の助成を行ったほか、自治会連合会活動の支援といたしまして、自治会連合会に活動助成のための助成補助金の交付を行うなど、コミュニティ組織の育成に努めました。今後とも、自治会活動の活動を図りながら、魅力ある自治会づくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、８６ページの地域集会所施設整備の支援では、活発なコミュニティ活動を促進するために、自治会等が行う地域集会所の整備に対して、地域集会所施設整備補助金を交付しました。平成２１年度では６自治会に対し、１０９万４，０００円を交付し、コミュニティ活動の拠点整備に対して支援を行っております。

コミュニティバスの運行では、運行開始後丸１０年が経過し、公共施設の利用の際だけではなく、最寄り駅までの交通手段としてもご利用いただいております。平成２１年度の延べ乗車人数は４万２，７２２人であり、運行開始以来、初めて前年度より若干減少はいたしました。バスの運行経過等については定着をしておりました。今後も引き続き、住民の皆様にあいさつされ、親しまれるコミュニティバスとしてご利用いただけるよう、啓発に努めてまいります。また、自主財源確保の一環として、前年度に引き続き、コミュニティバスに有料広告の掲載を行いました。平成２１年度は延べ８事業所から３万２４０円の収入がありました。今後もさらなるＰＲに努め、収入増を図ってまいりたいと考えております。

次に、８７ページの例規執務サポートシステムの運用についてであります。このシステムにより、町の例規集をデータ化し、庁内ＬＡＮシステムに組み込むことで、ＬＡＮ端末機により、条例、規則等の迅速な検索や条例改正時の新旧対照表の作成など、例規執務の効率化を図るとともに、住民の皆さんにも、町のホームページ上から例規集を閲覧していただけるなど、情報の提供に努めました。

次に、８８ページの行政出前講座の開催であります。この事業の目的は、住民の皆様が関心のある行政課題について実施される、自主的な学習活動を支援するために、職員

が地域に出向いて説明等を行うことにより、行政と住民との相互理解と信頼感を高め、住民参加のまちづくりの推進を図ることでございまして、平成21年度での開催講座数は34件となっております。内訳といたしましては、「健康づくり」が16件、「高齢福祉」が4件、「防災」「消費生活相談」が各3件、「その他」8件となっており、延べ1,043人のご参加をいただきました。また、この事業の効果として、講師として派遣する職員の資質の向上も図れることから、今後も引き続き啓発に努めてまいります。

次に、89ページの情報公開の推進であります。平成21年度における公文書開示請求が義務開示が3件、任意開示が4件、合わせて7件の請求がありました。また、斑鳩町個人情報保護条例に基づく個人情報開示では10件の請求がありました。

今後も引き続き、住民の皆様へ情報公開についての啓発に努め、開示請求が行いやすい情報公開制度の確立を図り、町政に対する住民のご理解と信頼を深め、公正で開かれた住民本位の行政の推進に努めてまいります。

次に、90ページでございます。下段でございますが、人事考課制度の試行的運用についてでございます。人事考課制度は、単に勤務の成績率を評価するだけのものではなく、自分自身を評価する機会、あるいは上司との面談の機会等をつくることで、職員自身が、自分自身の能力や行動について、どの点が十分なのか、どの点が不足しているのかを知り、今後どのように能力開発に取り組むべきなのかという気付きを得ることにより、自己研さんが図れるという大きな目的がございます。当町におきましては、一昨年に制度設計を行い、はじめての運用となる平成21年度では試行的事業として実施したところでございます。

次に、91ページの地上デジタル放送への対応、及び公用車の購入でございます。

国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、地上デジタル放送に対応した役場庁舎のテレビ等の更新、及び、環境に配慮した公用車を購入したところでございます。

次に、92ページをお願いいたします。第2目の文書広報費であります。予算現額1,017万8,000円に対しまして、決算額は977万8,013円で、執行率は96.0%となっております。はじめに、広報紙の充実では、町の重要施策や住民生活に必要な行政情報のお知らせ、または住民の皆様のいろいろな活動を紹介するなど、住民の皆様さまの行政への関心やご理解を得られるよう努めました。

平成20年12月に、第4次総合計画の策定のためのアンケート調査を実施しましたが、その調査結果によりますと、広報いかるがを85.6%の方が見ておられ、また、

行政運営に関する情報提供についてどのようなことに力を入れるべきだろうかというお尋ねをしたところ、まちの広報紙、回覧板などによる情報提供の充実が、情報公開制度の充実と並びまして、約5割の方々からご回答があったところでございます。

このことから、広報紙が、住民の行政情報の重要な手段となっていると考えております。今後も、より見やすく、わかりやすい広報紙となるよう、努力をしていきたいと考えております。

また、平成19年6月号の広報紙から、新たな財政収入を確保するとともに、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に実施しております広報紙への有料広告掲載は、事業者数が13件で延べ65件、金額としては92万2,000円となり、昨年度より19万6,000円の増収となったところでございます。

次に、93ページのホームページの充実では、インターネットの特性を生かしたタイムリーな情報提供に努めるとともに、広く町内外に行政情報や観光情報、不審者情報、犯罪情報などを発信いたしました。先ほどのアンケート調査でも、町のホームページ等による情報提供の充実が望まれておりまして、また、スウェーデン、韓国、米国と並びインターネットの普及率が75%と高く、日本の現状を考えると、今後さらに町のホームページの利用が多くなると考えております。また、平成21年度は、高齢者や障害のある方にも使いやすくするために、文字サイズの調整機能や音声読み上げ機能を改良することで、だれにでも使いやすくなるよう、ホームページのリニューアルを行いました。

次に、行政ハンドブックの充実では、転入者に行政サービス等の情報提供をするために配付しております行政ハンドブックの内容を更新し、平成21年度版斑鳩町行政ハンドブックを作成するとともに、町内在住の外国人の方への情報提供をするため、英語版行政ハンドブックについても内容を更新いたしました。

次に、94ページをお願いします。第3目、財政管理費であります。予算現額274万円に対しまして、決算額は271万9,350円で、執行率は99.2%となっております。本町の財政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や地域経済の長期低迷に加えて、地方分権の推進による自主自立の行政運営が求められる状況にある中におきまして、市町村税が減少する一方であることから、人件費や普通建設事業費を抑制するなどの対応に迫られております。一昨年、平成20年度決算において、県内の市町村の平均経常収支比率は98.4%と全国ワースト1位、全国で実質収支が赤字となった赤字団体19のうち、7つが奈良県に集中している状況でございます。また、自治体財政健全

化法により、奈良県では1市1町、全国で6市11町5村でございますが、早期健全化団体になり、また17市町村で実質公債費比率が基準の18%を超えるなど、非常に厳しい財政状況に置かれております。

当町の場合、平成21年度の実質収支では黒字でございますが、町民税が約1億円近く減収となり、少子・高齢化社会による扶助費などの義務的経費の増額などが見込まれることから、今後は厳しい状況になるのではないかと危惧しているところでございます。

また、財務書類4表の作成では、国から平成23年度までに整備することへの要請がございました。町では、町民の皆さんへの説明責任のさらなる公表と、財政運営などへの活用を目指しまして、平成20年度決算の総務省方針改訂版モデルの財務書類4表を作成し、議会への報告をさせていただいたところであります。

この新たな財務書類の作成につきましては、まだ試行中でありまして、連結範囲の拡大等や行政運営への活用など、多くの課題がありますことから、今後これらの課題を整理しながら行ってまいります。

次に、95ページのふるさと納税等（寄附）の状況についてであります。ふるさと納税制度については、平成20年度から実施をしております。町ホームページの活用や、法隆寺iセンター及びJR法隆寺駅観光案内所におきまして、リーフレットの設置などのPRを行っております。平成21年度では74件、209万1,082円のご寄附をいただきました。事業別では、「歴史的・文化的遺産の保存の活用」に50件、74万6,675円。「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」に16件、124万8,407円、「潤いのある魅力的なまちづくり」に6件、6万円などとなっております。

また、町内・町外別では、町内から12件、132万7,332円、町外からは62件、76万3,750円となっております。遠くは秋田県や岩手県、高知県、香川県からのご寄附をいただいております。今後も継続的に納税していただきますよう、情報発信に努めてまいります。

次に、96ページでございます。第4目、会計管理費であります。予算現額49万3,000円に対しまして、決算額は44万1,865円で、執行率は89.6%となっております。主な支出内容は、会計システムに係る電算ソフト使用料、庁内で共用使用する事務用品の購入、決算書の印刷などに要した費用となっております。

公金の適正な管理として、「斑鳩町資金管理並びに運用基準」にもとづきまして、適正な公金管理を行うとともに、公金管理検討会議を開催し、安全で確実かつ効率的な公

金の運用を行いました。

次に、９７ページの第５目、財産管理費であります。予算現額１億３，０１８万２，０００円に対しまして、決算額は１億２，７６８万３，１４７円で、執行率は９８．０％となっております。役場庁舎等の維持管理では、役場庁舎の施設・設備等の効率的な運営・管理により、固定経費の節減を図りながら、安全で快適な施設環境の整備に努めました。

次に、９８ページでございます。基金の管理・活用では、後年度の財政負担の軽減等を図るため、各基金に基金利子などを原資として積み立てを行ったほか、斑鳩町いきいきの里債やＪＲ法隆寺駅周辺整備事業、総合保健福祉会館建設事業の償還財源確保のため、減債基金の積立を行いました。

入札及び契約の適性化の促進では、引き続き入札事務の適性化に努めました。平成２１年度で実施した建設工事に係る入札件数は４３件で、落札率は９１．８１％となっております。このうち設計金額が３，０００万円を超える建設工事を対象とする郵便入札の実施は１１件で、落札率は８５．４９％となっております。

次に、９９ページの職員駐車場及び来客用駐車場の管理では、職員及び来客用駐車場を確保するため、引き続き用地の借上げを行い、草刈り等適切な維持管理を行いました。

続きまして、１００ページの第６目、企画費であります。予算現額１億５，２５７万６，０００円に対し、決算額は１億３，６６０万９，２４０円で、執行率は８９．６％であります。友好都市交流の推進では、長野県飯島町、兵庫県太子町、大阪府太子町の友好都市各町が主催するイベント等への出店や住民参加を通しまして、交流活動を促進するとともに、住民が郷土愛と誇りを持ち、本町のよさを再認識する機会づくりに努めました。

１０１ページの男女共同参画の啓発では、「女（ひと）と男（ひと）が輝く未来計画」の行動計画にもとづきまして、男女共同参画意識の醸成を図るため、引き続き町広報紙に、「わたしが私らしくあるために」をテーマにした掲載を毎月行うとともに、６月の男女共同参画週間においては、生き生きプラザ斑鳩で、町が作成した男女共同推進計画の啓発パネルを展示するとともに、１１月の女性に対する暴力をなくす運動期間や、女性に対する暴力廃絶に関する啓発ポスターを掲示し、女性に対する暴力やあらゆる人権を侵害する行為の撤廃に向けた啓発を行いました。

また、女性のエンパワーメント活動の支援といたしましては、男女共同参画の啓発・

実践を行うグループ「いかるがK A I G I」が企画・運営する事業を支援いたしました。平成21年度におきましては、「児童と留学生との国際交流」と、「みんなで楽しもう！国際交流」の2つの事業を支援しております。

次に、102ページのOA化の推進では、役所庁舎を核といたしまして、水道庁舎、生き生きプラザ斑鳩、いかるがホール、中央・西・東の3つの公民館、中央体育館を、高速・大容量の光回線で接続することにより、日常業務の効率化を図りました。

また、住民や事業所等が時間や場所の制約を受けずにインターネット等を活用して、オンラインで、申請・届出等、行政手続きを安全に行うことができるシステムの開発を行うため、奈良県及び県内市町村で組織する「奈良県電子自治体推進協議会」に参加をいたしまして、汎用受付システムの共同開発・運営を引き続き進めております。

このなかで開発されたインターネットを活用して、施設の空き状況の確認や予約申請ができる施設やシステムを、平成20年6月から中央・西・東の3つの公民館と中央体育館で運用するとともに、平成21年度4月からは生き生きプラザ斑鳩の施設空き照会を開始し、利用者の利便性の向上に努めました。中央体育館や健民運動場などのスポーツ施設を利用される方の約3割の方がこのシステムをご利用いただいていることから、今後も電子申請サービスの啓発に取り組んでまいります。

103ページの太子の日フォーラムの開催では、聖徳太子ゆかりの町として、太子の「和の精神」を未来へ引き継ぐことを目的に、「太子の日フォーラム」を開催し、町内外に斑鳩町の文化を発信いたしました。

次に、104ページのNHK共催催しの開催では、住民の皆さんが質の高い文化・芸術に触れる機会づくりとして、NHKと共催で催しを実施したところでございます。

105ページの財団法人斑鳩町文化振興財団への支援では、文化・芸術活動の支援とその機会の創出に取り組んでいる財団法人斑鳩町文化振興財団に対して、引き続き財政面から支援いたしました。また、いかるがホールの維持管理では、地域文化交流の拠点施設としてその機能を最大限に発揮できるように指定管理者に指定し、いかるがホールの維持管理と文化振興事業を合わせた一体的で効率的な運営を図り、個性と魅力ある地域文化活動を推進いたしました。

次に、106ページのまちづくりを担う人材の育成では、まちづくりは住民と行政が協働して進める必要があることから、住民が主体的な活動への支援や住民参加を促進する組織の活動への支援を行うことにより、住民のまちづくりに対する意識の高揚に努め

ました。平成21年においては、斑鳩文化財センターの開館を記念し、斑鳩が仏教や律令国家の始まりの地であることをよく知っていただき、認識を深めるため、ウォーキングと講演会を実施された住民グループ、まちづくり太子塾の活動を支援いたしました。

107ページの第4次斑鳩町総合計画の策定では、平成22年度内の策定に向けまして、平成20年度から3カ年で策定を進めておりますが、平成21年度では第1回目の総合計画審議会を開催し、当町の現状と課題について整理を行い、基本構想、素案の策定作業を行いました。

次に、108ページの第7目、公平委員会費であります。予算現額6万4,000円に対しまして、決算額は3万4,200円で、執行率は53.2%となっております。公平委員会の運営として、奈良県公平委員会連合会主催の研修に参加し、委員の資質の向上に努めました。

次に、飛びますけれども、112ページ。第10目、防犯対策費であります。予算現額840万1,000円に対しまして、決算額は771万4,434円で、執行率は91.8%となっております。

まず、生活安全推進協議会の活動に対する支援であります。平成9年12月に制定いたしました「斑鳩町の安全で住みよいまちづくりに関する条例」の趣旨にもとづきまして、斑鳩町生活安全推進協議会が中心となり、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めました。平成21年12月には、「第8回身近な犯罪から家庭を守る町民の集い」として、犯罪の発生状況や身近な犯罪の防止対策等についての講演会を開催し、住民の皆さんの自主防犯意識の高揚に向けた取り組みを行いました。また、平成22年3月には、「第12回安全と安心を守る町民集会」として、暴力団の現状とその対応方法等についての講演会を開催いたしました。さらに、春休み・夏休み・冬休みとして、年末における犯罪や等々を事前に防止するための特別巡回を行ったものでございます。

防犯灯維持管理等への助成では、犯罪等を防止するため、自治会が設置及び管理を行う防犯灯の設置工事、並びに自治会管理の防犯灯の電気料金等、維持管理経費に対しまして、それぞれ補助金を交付いたしました。

113ページの年末警戒活動といたしましては、12月28日から30日までの3日間、夜から翌日の朝にかけて、町消防団による巡回を行っていただき、安心して暮らせる町のより一層の推進を図りました。

次に、115ページでございます。115ページの第12目、定額給付金給付事業費

であります。予算現額4億5,112万1,195円に対しまして、決算額は4億4,332万9,567円で、執行率は98.2%となっております。本事業は、国の経済対策の一環として、家計の緊急支援、また地域経済の活性化を目的としたもので、給付対象者1人につき1万2,000円。また65歳以上の方、及び中学生未満の方につきましては2万円の給付を行いました。給付対象の1万805世帯のうち、申請のあった1万698世帯に給付を行い、給付金額に対する給付率は99.6%となっております。

続きまして、第2項、徴税費についてであります。決算書では100ページになりますけれども、予算現額1億4,380万9,000円に対しまして、決算額は1億3,710万4,390円で、執行率は95.3%となっております。主要な成果報告書の116ページの第1目、税務総務費では、予算現額6,889万7,000円に対しまして、決算額は6,818万300円で、執行率は98.9%となっております。職員の人件費に係る支出が主な内容となっております。

次に、117ページの第2目、賦課徴収費であります。予算現額7,491万2,000円に対しまして、決算額は6,892万4,360円で、執行率は92.0%となっております。平成21年度に臨時的に要した経費として、地方税ポータルシステム構築における第2年次の費用1,313万2,000円、窓口専用端末の設置に係る費用45万円となっております。また、所得税の修正等に伴う個人住民税の還付に加え、厳しい経済情勢の影響による企業行政の悪化に伴い、多数の法人に対しまして、法人町民税の中間申告納付税の清算還付を行いました。

町税徴収率の向上につきましては、文書催告を中心とした滞納整理を展開いたしました。定型的な文書催告に加え、個人住民税の滞納分につきましては、地方税法第48条にもとづく徴収及び滞納処分の奈良県への引き継ぎを予告する旨の催告や、県内一斉滞納整理期間に、赤色の封筒に入れた文書による催告等を行いました。また、このような催告にもかかわらず、納付・相談のない未納者で、担税能力を有すると判断できる者については、調査により判明した財産で差し押さえ等の滞納処分を行いました。

次に、118ページの滞納処分の実施状況について。平成21年度の実施状況は、差し押さえを72件、参加差し押さを6件、交付要求を36件の合計114件の滞納処分を実施し、滞納額1,947億4,000円を処分しております。このうち、税に充当することができたものが42件で、金額では252万4,000円となっています。

次に、119ページの事務の効率化についてであります。納税者の利便性の向上、並

びに税負担の平準化及び負担感の軽減を目的として、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が開始されたことに伴いまして、日本年金機構と市町村における公的年金等支払データ等の授受が電子化されたことから、地方税ポータルシステムの構築を行いました。内容といたしましては、まず平成２０年度において、年金支払データの授受と、基幹税務システムへのデータの取込みに係るシステム改修を実施し、これに引き続き平成２１年度では、個人住民税の公的年金からの特別徴収に伴う課税及び収納手続きに係るシステムの改修を実施し、運用を開始したところでございます。

このシステムは、地方税におけるさまざまな手続きをインターネットを利用して電子で行うシステムであり、平成１３年に内閣に設置されましたＩＴ戦略本部において、その普及拡大を図っております。本町においては、本システムの普及状況を勘案する中で、今後、提供サービスの拡大を検討してまいります。また、住民窓口サービスにおける事務の効率化、迅速化による住民サービスの向上を図るために、窓口専用端末を窓口カウンターに２台設置いたしました。

次に、１２０ページに記載しております町税収納率についてであります。平成２１年度の町税の収納率につきましては、現年度分は前年度の９８．４％と比較して０．２ポイント減少の９８．２％で、滞納繰越分は前年度の３２．４％と比較して５．３ポイント減少の２７．１％となっております。収納率の減少の要因といたしましては、現下の厳しい社会経済情勢の影響を反映し、納期内納付ができない方による分割納付の申請件数が年々増加していることなど、町税を取り巻く厳しい環境が収納率の低下につながったものであると考えております。

次に、１２１ページの不納欠損処分の状況についてであります。地方税法の規定にもとづき、合計で１，９４３万９０５円の不納欠損処分を行っております。当該件数では２４２件でございます。この不納欠損処分を行ったものは、滞納が発生した当初から再三にわたり催告等を行ってきたものの、処分する財産がない、あるいは本人の居どころが不明である、また本人が死亡し、相続人がいないもの、競売開始により交付請求を行ったものの、事件終了により配当がなかったものなどです。今後におきましても、「公平、中立、簡素」という税の基本原則に沿って、より一層の適正な賦課を行うとともに、早期から滞納整理に着手し、累積滞納額が増加しない、現年の収納率向上に努めてまいります。

続きまして、第４項、選挙費であります。１２５ページ、決算書では１０４ページで

ございますが、予算現額 2, 495 万 5 千円、第 4 項の選挙費につきましては、予算現額 2, 495 万 5, 000 円に対しまして、決算額は 2, 282 万 8, 024 円で、執行率は 91. 4 %となっております。

主要な施策の成果報告書 125 ページ、第 1 目、選挙管理委員会費では、予算現額 454 万 7, 000 円に対しまして、決算額は 452 万 5, 180 円であります。執行率は 99. 5 %となっております。まず、選挙管理委員会の開催といたしまして、選挙人名簿の定時登録などの定期的な委員会をはじめ、衆議院議員総選挙、斑鳩町長選挙の適正かつ円滑な執行を図るための委員会などを開催いたしました。また、国会発議による憲法改正の是非を問う国民投票が行われる際に必要となる国民投票システムについて、開発・導入にかかる委託経費 315 万円を支出しております。なお、この経費につきましては、全額国庫負担の対象となっております。

次に、126 ページの第 2 目、常時啓発費であります。予算現額 6 万 9, 000 円に対し、決算額は 5 万 7, 560 円で、執行率は 83. 4 %となっております。明るい選挙啓発の推進として、新成人への選挙啓発パンフレットの配布、また、昨年執行された衆議院議員総選挙、斑鳩町長選挙においては、啓発物品の配布による啓発活動に加え、明るい選挙推進協議会の委員研修への参加など、委員の資質向上にも努めました。また、小・中学校の児童・生徒にも、選挙への理解と関心を高めていただくため、「明るい選挙」を題材とした啓発ポスターの募集を行い、58 点の応募がありました。

次に、127 ページの第 3 目、衆議院議員選挙費であります。予算現額 1, 333 万 9, 000 円に対しまして、決算額は 1, 221 万 2, 299 円で、執行率は 91. 5 %となっております。平成 21 年 8 月 30 日執行の衆議院議員総選挙に要した費用であります。

次に、128 ページの第 4 目、町長選挙費であります。予算現額 700 万円に対しまして、決算額は 603 万 2, 985 円で、執行率は 86. 1 %となっております。平成 21 年 10 月 18 日執行の斑鳩町長選挙に要した費用であります。

続きまして、第 5 項、統計調査費で、決算書では 108 ページにございます。第 5 項、統計調査費、予算現額は 183 万 5, 000 円に対しまして、決算額は 143 万 5, 132 円で、執行率は 78. 2 %となっております。第 1 目の指定統計調査費でございますが、予算現額 183 万 5, 000 円に対しまして、決算額は 143 万 5, 132 円で、執行率は 78. 2 %となっております。平成 21 年度は個人情報の保護等につきまして、

より細心の注意を払いながら、工業統計調査や経済センサス、国勢調査などの指定統計調査を行いました。

最後に第6項、監査委員費であります。予算現額1,021万7,000円に対しまして、決算額は1,013万6,259円で、執行率は99.2%となっております。第1目、監査委員費では、予算現額1,021万7,000円に対して、決算額1,013万6,259円で、執行率は99.2%となっております。監査委員報酬及び職員の人件費に係る支出が主な内容であります。毎月の例月出納検査及び一般会計・各特別会計並びに水道事業会計に対しての決算審査と財政健全化審査を計6日間、定期監査を計6日間実施いたしました。また、今年度は財政援助団体等監査として、斑鳩町社会福祉協議会の監査を実施したところでございます。

以上をもちまして、第2款、総務費、総務部及び会計室が所管します歳出決算の状況につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。

里川委員。

○里川委員 成果報告書85ページのほうにも、自治会への助成とかいうふうに書いている、この自治会関係なんですけれども。非常に今、いろいろ問題になっておりまして、自治会がもう自治会丸々抜けられているところとか、また自治会の中でも何軒かがぽつぽつと抜けられているとか、大きな自治会やったら班ごとぽこっと自治会やめておられるとかいうような状況があるんですけれども、この21年度につきまして、自治会の加入状況っていうんですか、加入、本来なら何自治会あったらええのかは、その辺はちょっとわからないんですけど、その自治会の加入率、人口で考えたらええのか、どう考えたらええのか、とりあえず、加入の状況っていうのを町はどんなふうにつかんでおられるのか、お尋ねをしておきたいなと思います。

○嶋田委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 加入率でございますが、これにつきましては、平成19年の8月からポスティング、家庭にお配りさせていただいております。その数が約1万400ございます。今現在、町として加入を把握しておる数字が8,450程度になっております。大体81.2%ぐらいの加入率であろうと考えております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 以前より、さらにその加入の状況が加入率が下がってきてるのかなというふ

うに懸念をするところなんですけれども、自治会を対象としたいろんな事業とかをする中で、今とても、斑鳩町にとっても難しい問題、いろいろ出てきているのかなというふうに思います。これからも、この自治会というものにつきまして、街灯の設置であったり、いろいろ自治会にお願いをしてやっていただいているという問題がある中で、2割近い家庭が自治会に加入をしていないっていうことについては、非常に問題も大きく出てくるかとは思いますが、今後、十分この点につきましては、加入を勧めるということもおっしゃってございましたけれども、今後の大きなまた、都市化してきている中であっては大きな問題なのかなという、斑鳩町にとっても課題なのかなというふうに考えますので、この課題につきましても、今後も研究と努力のほうをしていっていただきたいというふうに思います。

それと、確認なんですけど、88ページにあります出前講座なんですけれども、出前講座っていうのは、いろいろ私も身近な人から「町から来てもらうねん」という話を聞いたり、「せいぜい利用してください」と言うて宣伝したりもするんですけれども、ここに書かれている講座名だけでしたでしょうか。講座名というのは、町のほうから幾つぐらい講座名出されてとか、それとか、また町民さんのほうから、どんな内容であっても注文が来たら受けるという形になってるのか。窓口は総務課でいいのかなというふうには思うんですが、これはすべて町が用意したメニューっていうことでよろしいんでしょうか。

○嶋田委員長 はい、吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 行政出前講座の実施要綱の中では、うちはメニューとしては27ございます。それと、住民さんのご希望があれば、これ以外にも対応しておるところでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 27メニュー、プラス町民さんの要望にこたえていくということで、21年度についてはたまたまここに書かれているものだけしかなかったというふうに理解をしとけばいいということですね。はい、わかりました。

それと、90ページのほうに、職員研修の実施ということが書かれてるんです。その次のページには職員の健康管理とかいうことも書かれております。メンタルな部分での職員さんの健康管理っていうのは、以前から、私ずっと申し上げてきた経過があるんですけれども。その健康管理、それとともに、職員の研修のあり方についてもいろんな今

まで問題点の指摘もさせていただいてきたというふうに思うんですが、この２１年度におきましても、職員さんの長期の休暇をとられている状況であったり、それから、途中で、年度途中であったり、また、６０歳までなっていないのに退職であったり、そういうことってというのが、２１年度にもあったように思うんですが。その点、数について、ご報告いただきまして、さらにその原因となっているものは何なのか。そして、その原因をどう取り除こうとされているのかということについて、町の考え方をお尋ねしておきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 職員も病気休暇等で長期で休暇をとった職員の数でございますけれども、平成２１年度は１名の職員がおります。おっしゃっていただいたように、年度途中で退職した職員も１名だという状況でございます。

毎年、職員研修の一環として、職員に対しましてメンタルヘルス研修ですね。これは平成２１年度に実施をしておりますし、また、平成２１年度からは新たな人事考課制度という中で、職員の勤務の状況とか、そういったものも、当然、管理職が把握して、ちょっとおかしいということであれば対応するという状況も、この人事考課制度の中で、そういう行動、職員の行動記録を観察していくという中で、そうした職員の状況も検討していくということでございますので、そうした中で、職員の健康管理も含めてでございますけれども、健診も含めてそういう仕組みに対応しているということでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 でも、２１年度でそういうふうな形でやってきているにもかかわらず、さらに２２年度にも、そういう、もう年度の前半でですね、長期で休んでおられたり、もう辞めてしまったり、途中で辞めてしまったりというような職員さんが出てきているという状況があると思うんですけれども。もう少し、職員の資質向上であったり、それから、職員のその職務に対する考え方であったり、何ていうのかな、とりあえずその職員さんの考え方をやっぱり広げていく、視野を広げていくということであったり、いろんな要素を最近、地方公務員の皆さんもいろんな要素が必要になってくるとは思うんですけれども、研修とかせつかくされるんやったら、生きた研修をやっぱりやっていただきたいし、そして、そのメンタルヘルス研修もどんな内容のものをやっておられるのかは、ちょっとわからないんですけれども、でも、非常に以前からいろいろ申し上げてきている割には、ここに来てまた、さらにそのそういう状況がよく目につくというのか、辞めは

ったや、これ、あれですよ。今、退職1名って、年度途中は1名やったけど、年若くして辞めた人、まだいはりましたですよ、21年度で。21年度終わった時点でいはったんちゃうかな。で、そういう、こういう席ですので、個人名ではあげられませんけれども、この間に何人かの方がそういうような状態で辞めていかれてるというような中であって、何か、最初、職員さんの研修でも最初が入ってきて間ない職員さんの研修っていうのは、それなりにやっておられるとは思うんですけどね。でも、以前ありましたね、入ってきてその1年目で、もうすぐ来はれへんようになって、その年に辞めてしまいはった若い職員さん、1人いてましたけど、その後は見てみたら、やっぱり一定の年齢の職員さんがお辞めになってる、40代、50代の職員さんがお辞めになってるというような状況もある中で、何かもうちょっと考えて、町としてはやっていかんとあかんのじゃないかな。やっぱり、人材は宝ですので、斑鳩町の住民にとって、斑鳩町の役場の職員さんっていうのは、もう、ものすごく、みんなの頼りにする人なんですよ。職員さんたちがいなければ斑鳩町は動いていけないんですから、住民から見て、職員さんが健康的で生き生きと自信を持って働いていただいているっていうことは、住民にとって非常に大事なことで。そうならないで、途中でお辞めになったり、長期に休んでしまわれたり、で、役場に活気がなかったりとかいうことは、非常にマイナス、住民から見てもマイナスな点やなっていうふうに思うので。ここらについて、もう少し、もっと、その職員研修なんかは発想の転換をして、思い切ったことを、いろんな、しかも最初入ってきたときはただ力入れるんやなくて、やっぱりその年代、年代に応じた研修なんかにも取り組んでいただくべきではないかなっていうふうに思うんですけど。また、管理職になったときには、管理職の研修とかそんなんもやっていただけてるのかな、どうかなと思うんですけど。その状況はいかがでしょうか。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、るるご質問いただきました。昨年度は辞めましたが、新人で入ってこられた職員さんで、入って1月後に病気になられて、そのままずっと1月末で辞めたかな、そこまでずっと病気休暇されておりますが。それで、本年度、年の課長補佐と係長辞めてまいりましたが、これはもうメンタルヘルスというよりも、1人については仕事が覚えられない、入ってこないということでございます。もう1人は、仕事をやっていく自信がないということでございました。そうした中で、いろいろ言われておりました自己啓発、能力向上、町といたしましても、いろいろあげてやってきております。た

だ、言えることにつきましては、自己開発能力というのは、人から与えられるものではなくて、やはり自分で開発しないと、どうにもならない問題でございます。これは一般企業でも同じであります。住民の方が役場を辞めないために、こんだけいろいろ丁寧に過保護的に教えているんやというたら、これまた住民からいろんな苦情かいうか、語弊もあると思います。一般企業であれば、必ず自己の能力を開発するためには、いろいろ自分で勉強をしておられます。そうした中で、新人の間にはいろいろ基礎的なものを教えてまいります。また、管理職、課長補佐、課長となつてまいりますと、管理者になったいきにつきましては、その心構え等については、当然、県のほうで一括研修会がございますので、そこにも参加していただいておりますし、課長補佐の時代からいろいろ委員会に出て勉強もしておりますので、やはりそこらは給料をもらって働いておりますので、そういう意識を持って働いていただくと、これが第一義的になってこようかと思っておりますので、今後もそれを第一義的に考えた中で、やはり職員の研修もやっていきたいと考えておりますので、そこらをご理解をいただきたいと思っております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 職員研修につきましては、私以前にも、こんな研修ありますよと言って、自分も行きたいなと思った研修なんかを担当課に持って行って、人権の関係やったら、同じところの研修ばかり行かずに、こういう研修も行かはったらどうですかって、案内文だけ、パンフレットだけ何回かお渡ししたこともあります。ですから、研修のやり方についても、同じことばかりやるのではなく、やっぱり目先も変えてみるとか、それと今言われた自己開発、自己啓発、これ、とても大切なことなんですけれども、何がきっかけで、その人がすごくひらめいたり、ものすごいやる気を出したりっていうのは個人差もあるし。能力的に恵まれている人と、こつこつ努力して上がって伸びていく方といういろんなタイプもあると思いますのでね、上になればなるほど、皆さん方が、皆自分と同じではなくて、皆人は1人ずつ違う、そういう違う職員のそれぞれのよさを、すべて寄せて和を以って貴しと為す、ですよ、聖徳太子の言葉で言えばね。いろいろな個性の寄り集まりの中で、よりいいものを出していただくための研修であつたり、健康管理であつたり、そういう視点を持ってやっていただけたらなというふうに思います。それと、もう1点、お尋ねしたいんですが、もう何年か前でしたけれども、係長級が、職員さん皆を集めまして、その当時、その当時の行政課題につきまして、係長級が講師になりまして、ほぼ全職員さんっていうんですか、閉庁後にそういう職員研修。

で職員みずからが講師になってやるっていうそれを、何か一時、以前にやられてたようには思うんですけども、それ、今現在はそういうことはやっておられないようにも思うんですが、間違ってたらごめんなさい、やっておられるのか、おられないのか。やっておられないのであれば、なぜやらなくなったのかとか、その辺についてちょっと教えていただけたらと思います。

○嶋田委員長 清水総務部長。

○清水総務部長 今おっしゃってる職員自身が講師になってやる、平成10年ぐらいから実施していたものでございましたけど、当時、係長に限らず、各担当の仕事の中で、主な位置を占めている職員についても講師になって、当時、なかなか企画的には、私もよかったと思って、講師になるだけで勉強になりますし、人に対してそういう説明することを勉強せなあかん、いろいろ効果があったと思うんですけど。とりあえず、ひと通り役場庁内を順番で回らせてもらって、一旦それについてはおわった。で、そういう効果はあったというふうに思います。一方で、時間外ということで、そうした研修について、そういう残業手当をいただくといった面もございまして、それ自体がいかがかということもございしますので、それについてはひとまわりしたということもございまして、やめています。そのほか、今研修っていう話になるんですけども、さっき、その内容について……。訂正させていただきます。申しわけないです。手当が出ないと。時間外にもかかわらず手当が出ないということで、いう意見もあった中で、ちょっと批判が出てきて。申しわけございません。それとあと、研修っていうやり方はいろいろあると思います。それで先ほど、副町長の方からも出ました自己啓発については、やっぱり自分自身でいろいろなものを学びながら、見ながら、自分を磨いていくということが必要になりますので、その中で、先ほど、人事考課制度の試行的運用ということについて、若干触れさせていただいたんですけども、これにつきましては、職員とその上司、で、逆の立場、上司から職員、1対1で、そのふだんの仕事について見直す機会、見詰め直す機会というのは、なかなか1対1になってそういう機会を設ける、実際、強制的につくらないとできない状況もある中で、こういう試行ではございますけれども、大変お互いに評判がよくて、この中ではっきり物が言える職員、皆の前では言えない職員でも、その上司に対しては言える職員、言えるようになったとかいった中で、そういったことについても自己研さんなり、その研修のいい機会になっているのかなといったことになります。

ふだんから自分自身を見詰め直す機会っていうことを、こういったものを含めて、職

員がどれほど自覚するのかということも、ひとつというようなことだと思いますけども、今現在の状況においてはそういう状況です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 以前のものについてはわかりました。企画としてよかったし、一定の効果もあったけれども、その講師になる分についてね。残業となるんやけれども、手当が出なかったということもあるんですけれども、私自身は職員さんの気持ちになるとどうなんかわからないけれども、ええのか、悪いのかがよくわからないんですけどね。でも、今部長が言われたように、職員さんにとってはすごくいい勉強になるんじゃないかなっていうふうには思うんですね。ですから、その時間外手当の問題もですよ、しょっちゅうやると大変ですけれども、年に1度なら1度でも、そういうことをやるとか、何かそのとき、そのときのテーマ、行政課題とかについても、それから、これからでしたら、やっぱりその総合計画の問題の中で、やっぱりどれぐらい職員さんがそのことを中身を知って住民対応していくのかという問題であったり、いろんなことをやっていただけたらということだと思います。けれども、私は身近に見ている職員さんたちが、長いことを休まれて顔を見ないと、まだ、定年まで、まだまだあるのに辞めてしまわれる、途中で辞めてしまわれるとかいう事態っていうのは、非常に近くで見ていて残念な気持ちでならないんです。ですから、今後もそういったメンタルな部分プラス自己啓発の部分、力を入れて、研修なんかに取り組んでいただけたら。そして、今後、斑鳩町の住民の生活を皆さん方に担っていただかないといけない人材を育成していただく、その人材育成については、ここにおられる副町長をトップとして、町長ご不在ですけど、副町長をはじめ管理職の皆さんの与えられた任務ではないかというふうにも思いますので、人材の育成についても力を入れてやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 107ページの第4次総合計画というところなんですけども。今、全国的に、その長期総合計画というものを見直すというんですか。やはりこの今の社会情勢の目まぐるしい社会情勢の中で、そんなん10年も計画を立てて、それが必ず実行できるもんかどうかいうことは、やっぱり疑問視されるような時代になってる中で、これ、今回も総合計画立てられるということで。今までの前年度、22年度までですか、そこまでの

10年間に、総合計画を立てられたことに対して、今回の委員さんっていうんですか、その方たちがそれを検証されて、そしてまた総合計画を練られるという形なんです。やっぱり10年にもわたるいうたら、なかなかその計画自体が難しいように思うんですけど、そういう全国的なこの傾向に対して、斑鳩町はもうこの総合計画は、全く揺るぎない、そういう計画として実施してきた、あるいはこれからも実施しようと、そういう考えでおられるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 今、委員さんのほうからご指摘ありました第4次総合計画の策定でございますが、委員さんが言われましたように、委員さんの中にも、審議会の委員さんの中にも、10年という長いスパンの中で計画を立てるのは、この流れのはやい現在の社会情勢の中ではどうかなというご意見もございました。ただし、総合計画は町の基本的な計画でございますので、この基本構想につきましては、従来どおりの10年間という期間を設けさせていただきまして、その中で行動計画等を策定するのもございますので、それにつきましては5年ごとのスパンで年次計画、長期計画という形で取り組んでいこうという形で、町としては方針を説明いたしまして、委員さん方もそれを了解していただいて、今現在その策定でもって進めているところでございます。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 だからね、それは前総合計画の中で立てられたことが、実際にそれ、全部実行されたんかどうかですわね。やっぱり、今言われてるような町のマニフェストと一緒にね、選挙に出る人のマニフェストとよう似たようなもので、10年の間にはこういうこと、こういうことをしますというような形で出されて、それが果たしてそんだけの中のどれぐらいの部分がそれ実行されたのかということに、やっぱり問題があるというふうに、私はそういうふうに思いますのでね。それと、全国的な傾向としては、やっぱりそういうふうな総合計画の見直しというんですか、だから、もうちょっと5年サイクルぐらいにして、そしてまた2年か3年ぐらいのスパンで考えていこうというような形になるのかなと思うんですけど、そういう形がとられるような傾向にもなりつつあるいうような。今の現在のその総理大臣でもころころかわるね、そういう時代に、そんな10年も先のことを、やっぱりこうしよう、ああしようというような確たる約束はなかなかできにくいと思うからね。そこら辺のところを、もうちょっとできそうなもんからやっていて、ほんであと残ったやつはまた、次の何に繰り越すというような形やなしに、やっ

ぱりその計画立てたら、それに沿うてやっていけるような形にやってもらいたいなと思いますねんけども、今回、そうしてまた、4次計画ですか、それでされるということは、それにのっとって今後10年間に、まあ5年間ほどで見直すいう、中間で見直すいうことやけども、結局はやっぱりできなんだことは先に延ばすいうことやからね。だから、もうちょっとその総合計画自体を今後ちょっと考えてもらったほうがええのと違うのかなというふうに、私はそういうふうに思いますねんけど、それについて、計画ができた以上は、それにのっとってやっていくというふうな形になんねやったら、もうそれはいたし方ないけども、それについてどうですか。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 先ほど西川課長のほうからご説明した分と重複すると思うんですけど、まず、第3次総合計画につきましては、総合計画の中には、基本構想と基本計画がございます。第3次総合計画では、基本構想も基本計画も10年計画でやっておりました。それで、今度の第4次総合計画につきましては、基本構想につきましてはこれは10年で、基本計画はもう今度変更して5年ずつというスパンを切っていきます。これは木田委員もおっしゃっていましたように、非常に時代の流れがはやいということで、ここで前回の総合計画と違った面で5年縮めております。そうした中で、どうしても全体構想、基本構想というのは、もう町の今の方向性、大まかな方向性となってまいりますんで、大きなくくりとなってまいりますんで、これは10年で計画をさせてもらうということでご理解をいただきたいと思います。

それで、第3次の総括、これにつきましてもいろいろ総合計画の委員さんの中でも審議をしていただいております。どうしても基盤整備につきましては、JR法隆寺駅整備、ほぼなってきて、あと周辺の道路が残っております。あと、総合保健福祉会館もできてまいりました。ほんで、いろんな福祉施策、子育て等にも、基本構想の考えに基づいて実行はできてきておると思います。ただ、観光、商業についても、第3次総合計画で、るる申し上げておりましたけども、これについては委員さんもお承知のように、まだやはりおくれておる部分がございますんで、第4次総合計画の計画では、やはり観光、商業をもう少し重点的に取り組んでいこうということで、その位置づけをより上位に持ってきておりますので、そうした中に第4次基本構想、基本計画を、総合計画を策定してもらいたいということで、今審議をいただいております。随時、また担当常任委員会の総務委員会のほうにも資料を提示をしていきたいと考えております。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 この件については、やっぱり計画だけやなしに、実施されるように努力していただきたいと思います。

それと91ページの、事業名としては職員の健康管理ということで、先ほども研修とかいうようなことを言っておられたんですけれども。私はもう以前からも申し上げるように、職員が草刈りをしたりとかいうようなことは、やはりやめてほしいと。やっぱり、それも時間外には、やっぱり町の職員の健康を考えた場合は、なかなかやっぱりこの暑い夏のさなかに、やっぱり草刈るとしても防護というんですか、その格好でやっぱりやらなければいかんということで。町の職員の方が、そういう格好でははんのかどうか、ちょっと大変わからへんねんけど、いや、あの町の職員が何人も草刈ってはったでって。何でって言うと、こんな定時っていうんですか、定時時間終わってから草刈ってはったでってという何になつたらね、何かこう、明くる日に、それ、こんな35度も36度の気温の中ですわ、持ち越すんではないんかなというそういう心配があつてですわ、何とかその点を、職員は大事とかいう以上は考えてあげていただきたいなということと。

それと、112ページの防犯体制の充実という中で、自治会防犯灯設置補助ということなんですわねんけども、今、最近、電器屋さんから今度自治会で防犯灯を設置しはるときには、LED防犯灯っていうんですか、その設置をお願いしますっていうて来られたんですわねんけども、そういう点について、来年度予算になるのかどうかしらんけども。そういう球がなかなか切れないっちゅうんですか。だから、今の何やったら、うちらでも年間やっぱり5、6件、1回交換してもらうのに、2,620円ですか、それはもう必ず5、6件は冬場に発生してるわけですから。だから、そういうかわりに、ちょっと高いんか知らんけども、LEDの防犯灯なんかを設置した場合には、その設置のときは高いか知らんけど、それについて、ちょっと考えてもらえたいなということなんですわねんけども。それは来年度の予算にかかわることやから、今、検討はしていただかなくても結構です。そういう切りかえも可能かどうかということだけ、ちょっとあの何してほしいなということで、お願いしたいなと思います。

その何だけ、簡単で結構ですわ。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 防犯灯の関係でLEDの防犯灯でございますわ。これにつきましては、市

場価格もかなり安くなってまいりましたし、省エネであるということと、器具の交換も球が大体10年ぐらいもつということで、環境に優しい防犯灯であるということから、町といたしましても、本年度から、現状の蛍光灯の球からLEDにかえられる場合は、補助の対象としておりますので、今年度からは別にございますので。自治会のほうで、もしされる場合は申請していただいて、球の交換だけでしたら、多分全額分の補助ぐらいいけると思いますので、申請していただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

○嶋田委員長　ほかにございませんか。

○木田委員　職員の。

○嶋田委員長　清水総務部長。

○清水総務部長　職員の草刈りについてお答えいたします。この草刈りにつきましては、以前、議会のほうにもいろいろご心配いただきまして、車にちょっと事故ということもある中で、草刈機を使ってというのはもうやめさせていただいてます。今現在は、この暑い夏場はちょっと休止、ボランティア清掃も休止させていただいてる状態で、今度また涼しくなれば、職員を募って、ボランティアを募って、ごみを拾うと、そういった形でさせてもらおうかなというふうに考えてございます。いろいろご心配いただきまして、ありがとうございます。

○嶋田委員長　木田委員。

○木田委員　それともう1点だけ。106ページのまちづくりを担う人材の育成ということなんですけれども、これはグループ名は「まちづくり太子塾」となっていますけれども、その人数っていうんですか、そして、これはもう町内だけでこういう活動しておられるのか、その2点だけちょっとお願いしたいと思います。

○嶋田委員長　西川企画財政課長。

○西川企画財政課長　グループ名は「まちづくり太子塾」でございます。メンバーさんといえますか、中におられます人につきましては、その年度によって若干変動はございます。今おられるのは17名程度参加しておられます。活動につきましては、まちづくりということでございますので、町内の住民の方を参加していただくようなまちづくりのイベントも考えていただいておりますので、町内を主の活動としての活動ということで考えていただいております。

○嶋田委員長　木田委員。

○木田委員 そうしたら、その報告書っていうんですか、活動されたというそういう企画運営をされたという報告書なんかは、それは上がってきてるんですかな。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 活動される日につきましては、秋でありますとか、春でありますとか、それぞれイベントを考えておられますので、その都度、町のほうの、そのイベント等に参加して、活動等も確認させていただいております。またあと、終わりました後には、報告のほうもしていただいているところでございます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 まず、90ページの一番下の人事考課制度の試行的運用ですけど、これ、対象の職員さんが190人、これも正規の職員さんだけの数かいなと、私思わせていただけてますねんけど。これ、住民のほうからすると臨時の職員さん、これ、先ほど部長のご説明もその方のためにやってるんやというふうなご説明をいただいた中、その方のためというようなこと、また住民から見れば正規の方も臨時の方も全然、その辺わかりませんねん。だから、何かその臨時の方も、何かこう励みになるような、そういうようなことをちょっと考えておられるのか、やはりこの制度はもう正規しかどうしようもおまへんねんというようなことなのか、ちょっとこのあたりお伺いしたいんですが。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 人事考課制度につきましては、平成21年度から試行的にさせていただいたということで、まず、当然、正規職員からやっていくということで、もちろんございます。臨時職員さんにつきましては、当然、この人事考課制度とは別に、また臨時職員の研修ということで、別にさせていただいておりますので、今のところ、試行的にやっている関係もございますし、正規職員ということでさせていただいております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 非常に、常そのへんは難しいもんというのはよく理解できますし、ただ、やっぱり臨時職員にもやる気を出していただいて、また、技能をのばしていただくというようなことも必要だと思いますので、その辺の検討をよろしくお願いします。

その次に、99ページのこの職員駐車場の管理と来客用の駐車場の管理ですねんけど、これの面積と費用がアンバランスになってまんねんけど、これは何でこないなってまんねやろ。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 今、ご質問いただきましたように、職員の駐車場と来客用の駐車場、面積は違います。あと借上料も何でこんなにアンバランスということでございます。

まず、職員の駐車場でございますが、そこにありますように面積は1,613平方メートル、それとは別に以下の職員駐車場とは別に、その南側に、地面が舗装してない部分がございます。その部分も借りております。その部分が30台分ということで、借りておりました。その部分を合わせまして310万6,420円ということになっております。その30台分の面積については、その1,613平米の中には入っておらないということで、ご理解いただきたいと思います。

それと、来客用の駐車場の部分につきましては、第1駐車場、これは北側に1,295平米の駐車場がございます。これは舗装している部分で、法務局の裏側の部分でございます。この部分は1,735万300円、間違えました。司法事務所さんの裏側にあります駐車場でございます。平米数につきましては1,295平米、契約金額につきましては173万5,300円となっております。その、今言います役場駐車場の役場の道路を挟んで東側、舗装してない部分がございます。この部分につきましても来客駐車場となっております。この部分につきましては、面積は1,750平米となっております。この部分につきましては、契約は無償という形でお借りしているところでございまして、その分、金額が入っておらないということで比較しますとアンバランスになってくるというふうにご理解いただきたいと思います。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明で、まだ僕理解できてませんねやわ。来客用ね、ところが実際有償で借りておられるのが1,300平米、約1,300平米ですわな。それで、上のほうが職員さんのやつが、これ30台分を足して、その30台分ってそんなごっつい面積とちゃうと思いますねやわ。それでいくと、これ300超えてると。それが、土地がものすごく場所が違うところで、地価がすごく違うとこであれば、非常に理解できますねけど、もうちょっと詳しい、何でこないなっとるか、お願いします。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 説明がまずくて申しわけございません。今申します第1駐車場というところがございます。東側の職員駐車場のほうにございます、この面積が1,613平米。単価につきましては、平米当たり1,340円でお借りしているものでございま

す。それを掛けますと216万1,420円になります。

それと、司法事務所さんのその南側です。舗装してない今30台分と申しましたところでございます。これは、年間で1台当たり、3万1,500円という使用料となっております。30台を掛けまして94万5,000円という金額になります。それを合わせまして、先ほどの216万1,420円と合わせまして、310万6,420円という金額になっているところでございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっと私、今電卓を持ってませんけど、下のやつはこれ、平米当たり何ぼになりますかね。上のほうは1台と、もうひとつは平米当たりで1,390円ですか。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 来客用の駐車場のほうでございます。同じ単価で1,340円でございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 ようわかりました。ちょっと、次に、107ページの一番下のバゴちゃんのぬいぐるみですねんけど、これ、前2台つくってくれはって、この値段になっていると思いますねんけど、これ自身、前のやつと入れると3台になると思うんです。それはこの3台のやつで、こう遠方に貸し出しとか、そのあたりはどのような感じで、やっぱり3つあればそういうようなことも結構あるわけですか。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 前の方の10年前につくったぬいぐるみでございますが、その分はかなり傷みが激しく、着用して動きますと、ほつれ等が大変目立っておりまして、今現在は、貸し出しは、もう無理には貸し出しできますけど、置いておるところでございます。あとの2台につきましては新しいものでございますので、貸し出しを今順次行って、3台もし必要なときがあれば、その古い部分も活用してまいりますけど、今現在ではその古いものは固定で置いておくような方法も今考えておるところでございます。できるだけ、そのまま廃棄せずに、できれば何かに役立つ形で利用してまいりたいと考えております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明でわかりましてんけど、その貸し出しというのは、結構遠方のところ、また頻度、そのあたりはどんなもんですか。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 遠方のところでは、県内でございますが、樫原市でありますとか、奈良市でありますとか、その辺の今、1300年事業が行われておりますので、それに関連して、ほかのキャラクターと一緒にということで貸し出しを希望されるところがあるところでございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。次、113ページの一番下の地域防犯の推進なんですが、このSOSネットワークというのが、ちょっと私理解できてませんねんけど、これはどのような事業になっとるわけですか。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 SOSネットワークでございますけれども、この事業につきましては、平成12年の3月から開始をいたしまして、町内の事業者さんの協力を得まして、それで、高齢者等の行方不明等の捜索があった場合に協力をいただくということで、その早期発見、行方不明になった方の早期発見のために、事業者さんに協力をいただいているということで、今現在の147事業所さんに協力をいただいております。もし、行方不明の方が出た場合は、役場からこういう特徴の方が行方不明になっておられますということで、警察から当然連絡あるわけなんですけれども、捜査願が出ておられる方につきまして、ファックスを事業者さんに送らせていただいて、協力を求めているという形でございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明でよくわかりました。この実際のところ、それによって非常に助かったと、高齢者の方が行方不明になられたとか、そういう形で、その成果のほうというのはどんなもんですか。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 21年度につきましても、1回、行方不明がありまして、ファックスを流させていただいたんですけど、昨年につきましては情報がなかったということでございます。過去には、そういう形で情報を流させていただいたんですけども、見つかった方もおられますし、町外で遠いところで見つかった方もおられますし、あるいは行方が知れない人もいまだにおられます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 次、１２７ページの選挙費なんですが、これはこの衆議院のやつと、町長選のやつと、こう見せていただきますと、大分これ、確かに衆議院のほうの小選挙区、比例代表とある分、金額もかかっているような感じもするんですが、金額に相当なこれも違いがある、掛ける２ぐらいになってますねんけど、このあたりも何でこないなりまんねやろ。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 衆議院選挙の場合は、当然、公示から投票までに１７日間ございます。町長選挙の場合は５日間ということで、その選挙運動期間中も当然違います。それに対する役場のほうの期日前の投票事務の関係の経費が全く違いますし、あるいは開票も当然小選挙区も比例区もございますので、開票も時間がかかりますので、そのへんの職員の当然人件費もかかってまいりますし。投票所とか、１３カ所という投票所の数は変わりませんけども、そういった関係もございますし、あるいは事務費の関係も、国から執行経費という形で出てまいりますので、今回は投票用紙の自動読み取り機ですか、それを買わせていただきましたんで、そのへんの経費も、備品購入費で１００万円ほどあがってるんですけど、そういった経費もあがってるという形になります。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今、職員さんの手当というような話が、これ、当日のよく投票所に来て、来られて、そして夜ずっと。これ、１日当たり何ぼぐらいかかるとるわけですか、職員さんの手当というのは。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 職員のその時間外勤務手当という形で支給させていただいておりますので、職員のその時間単価によって、個々に違うというふうになります。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 一般的に、朝からスタートされて開票までずっと従事された場合に、どれぐらいかかるわけですか。朝一番からそして開票終わるまで勤務された場合、どれぐらいの金額になるんでしょうか。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 例えば、時間単価が、割り増し勤務で、例えば２，０００円といたしますと１３時間ですので、２万６，０００円になるということでございます。１３時間でしたら２万６，０００円ということになります。

○嶋田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第２款、総務費についての審査を終わります。

次に、第８款、消防費について説明を求めます。

清水総務部長。

○清水総務部長 それでは第８款、消防費にかかわる歳出決算の状況の説明をさせていただきます。決算書では１６６ページからとなっております。主要な施策の報告書では２５３ページから２６０ページとなっております。

第８款、消防費全体でございますが、予算現額３億４，５０８万円に対しまして、決算額は３億３，９８９万９，２７２円で、執行率は９８．３％となっております。第１項消防費につきましても同額の執行となっております。

主要な施策の成果報告書の２５３ページの第１目、常備消防費では、予算現額２億８，２３４万５，０００円を全額をして執行しております。西和消防組合との連携といたしまして、消防業務を広域的に実施している西和消防組合に負担金を支出し、消防力の充実に努めたところでございます。

次に、２５４ページの第２目、非常備消防費であります。予算現額２，５１７万８，０００円に対しまして、決算額は２，３６０万３，０４９円で、執行率は９３．７％となっております。

消防団の運営では、非常備消防組織の充実と活動の支援のための費用を支出しております。平成２１年度末現在の消防団員数は８８名であります。消防技術向上のため、第５回生駒郡総合防災訓練や各種の訓練への参加をはじめ、消防学校への入校などにより、団員の士気高揚と非常時における緊急体制の強化に努めました。

また、平成２１年度における消防団の出動状況は、火災出動６回、行方不明者捜索１回、有事に備えての地区別防災訓練、機械点検、操作点検に係る訓練等で延べ３４回の出動をしていただいております。その他の活動といたしましては、火災予防週間には予防啓発を行うとともに、年末には年末警戒、年初めには出初式、文化財防火デーの防火訓練などに出動をしていただいております。

２５５ページの自衛消防団の支援におきましては、自衛消防団１９団体に対して管理運営の充実を図るための補助金を交付し、自衛消防団の育成に努めました。

次に、２５６ページの第３目、消防施設費であります。予算現額１，１２４万３，０００円に対しまして、決算額は９６６万７，８３１円で、執行率は８５．９％となっております。消防施設の維持管理では、法隆寺消防センター用地借地料のほか、消防団詰所、音声サイレン遠隔装置の維持管理等、既存の消防施設の維持管理に要する経費の執行であります。

次に、２５７ページの消防施設整備の支援では、自治会における初期の消火体制の強化を図るため、消防器具等の設置について補助金を交付し、地域における消防体制の充実に努めました。平成２１年度では消火栓２基、ホース３２本、筒先２本、スタンドパイプ２本、開栓キー４本、器具格納庫１７箱の設置に対しまして補助金を交付しております。また、地上デジタルへの対応といたしまして、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、各分団詰所及び消防コミュニティセンター等に、地上デジタル対応テレビ等を設置いたしました。

次に、２５８ページの第４目、水防費では予算現額２４万６，０００円に対しまして、決算額は１１万３，３６４円で、執行率は４６．０％となっております。梅雨や台風など大雨時の貯水機能の確保のため、いかるが溜池における水利調整について、その管理団体であります「いかるが溜池土地改良区」に対しての報償費等を支出いたしました。

続きまして、２５９ページの第５目、災害対策費であります。予算現額２，６０６万８，０００円に対しまして、決算額は２，３６７万２８円であります。執行率は９０．８％となっております。

まず避難所施設の充実では、災害が発生した際の避難所施設を充実させることにより、被災住民の安全と安心を確保するため、簡易組立トイレ８台、発電機・投光器等の照明器具８セットを購入いたしました。また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金を活用し、避難所の表示看板の照明及び地震発生時の停電の際には、避難所の誘導灯として活用できるよう、避難所施設２０カ所に太陽光発電を利用した災害時対応灯、これはＬＥＤの照明灯でございますが、これの対応灯を設置いたしました。

次に、２６０ページの災害時救助工具等の整備として、災害発生時の救助活動を円滑に行うため、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、西部防災公園に備蓄倉庫を蓄積し、救助に必要なバール、のこぎり等の資機材の整備を行いました。

災害物資の備蓄では、非常食であるアルファ化米３，６００食、保存用ビスケット１，８４０食、合計５，４４０食、及び毛布７００枚を購入し、災害に備えました。

また、地区別防災訓練の実施では、災害発生時に地域住民自身が連携を保ち、また初期消火や放水訓練等により初動応急活動ができるよう、地域密着型の地区別防災訓練を実施しており、平成21年度では町内1自治会ございますが、におきまして実施し、防災意識の普及と高揚を図りました。

以上をもちまして、第8款、消防費の歳出決算の状況につきましての説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いします。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第8款、消防費について質疑をお受けします。

浦野委員。

○浦野委員 257ページの消火栓ホースとかというような備品関係、防災体制の確立ですけれども、各地区にこういった格納箱にいろいろと防災器具が入ってるんですけども、これ、多分自治会ごとに申請されて補助金が交付されてると思うんですけども、例えば、これ、火災が起こった場合、隣の地区の格納箱を使うということも可能なわけですね、ちょっと確認しておきます。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 当然、これ自治会で管理はしていただいておりますけど、当然、緊急でございまして、当然、近くの消火栓なり器具を使って、消火活動をしていただくということでございます。

○嶋田委員長 ほかにございますか。

里川委員。

○里川委員 私、以前から消防法の改正で、火災警報器の関係のことをずっと言っていたんですが、その火災警報器設置の補助金については、その高齢者とか福祉課のほうの施策で、申し込みがあれば対応していくんだというようなことが言われてて、あまり町として積極的な、何か、西和消防のほうに任せてるみたいなふうな状況も、当時いろいろ申し上げたときにあったんですけどね。でも、この21年度は非常に切り替えをしていかなければならない年だったとは思いますが、その辺の状況がさっぱりと、決算の状況見てもわからないんで、ことしに入ってからですね、自治会長さんが火災警報器が設置されてるかどうかというアンケートを各家庭にとられたというようなことがあって、ああ、今さらかと思って、今ごろかというような印象があったんですけどね。ここでは、ひとつもそういうこと触れられてないですが、21年度については、その消防法改正に伴って西和消防などと、町はどんなふうに協力をしながら、斑鳩町の各家庭に対して努

力をしていただいたのかなというのを、改めましてお尋ねをしたいと思います。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 住宅用の火災報知器でございますけれども、これは、既存住宅につきましては、平成21年5月31日までに設置が義務づけられたということでございます。これにつきましては、西和消防の組合の条例のほうで、この設置の維持と、その維持の基準というのが定められておりますので、西和消防のほうで、今この対策について取り組んでいただいているという状況でございますけれども。奈良県が非常にその設置率が低いということで、今回もその自治会長さんを通じまして、アンケート調査を西和消防のほうが実施したということでございますけれども、この取り組みとして、まず、このアンケートを実施して実態を把握する中で、今後、どういう対策をとっていったらいいのかというのを、対策協議会というのを設置をされて、その中で、今後この設置率の向上に向けて取り組んでいかれるということでございますので、町としてもそれに当然、その会議にも出席をしておりますので、その状況を見ながら協力させていただくことは協力させていただくということではしていきたいというふうに考えています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 本来やったら、そういう西和消防との連携とかいうて、その21年度中にそういう成果の報告とかが載ってきてもええ話、21年の5月に設置、各既存住宅せなあかんっていうことやったらね、そういうことになってなあかんのにね、なってなかったということについてはちょっと残念だなと思いながら。まあでも、これから動き出すということであれば、ぜひまた、21年度中、もうちょっときっちり、もうちょっとは動いといてほしかったなという。でも、これを見る限りでは何かほとんど、町と西和消防と連携して何か動いてる様子もあまりないような気がしましたので、ちょっとお尋ねをし、そして、今後の要望としては、積極的にやっぱり、特に高齢化になってきて、お年寄りの方が、そうせなあかんということもようわかってはれへんお年寄りもぎょうさんいはいますんでね。今後また、西和消防署と協力をしながら、既存の福祉課にある制度を使うてもうてどうのこうのというよりも、設置できる家であれば設置をすることを知らん家もありますのでね。またそして、低所得者層に対しましては、福祉課のその制度もお知らせして、啓発をして、もう頑張ってやっていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○嶋田委員長 浦野委員。

○浦野委員 260ページの災害物資の備蓄なんですけども、これ賞味期限、物資によっては賞味期限があると思うんですけど、その辺の管理はどのようにされてるのかという点と、それと、ことしは非常に夏場暑うございますんで、どこにどのように保管されてるのか、その室内は何度ぐらいになってるのかなってちょっと心配になりましたんで、2点ほど。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 備蓄品の関係では食料の関係が一応賞味期限というのが定められておりまして、アルファ化米あるいはカンパン、ビスケットですね、これについては賞味期限5年というふうになっております。それから、粉ミルクにつきましては、2年が賞味期限でございます。それから、紙おむつにつきましては、これ一応賞味期限というのはございませんけれども、一応目安として5年が経過しますと更新という形をとっております。

それから、あと、備蓄しております場所でございますけれども、この町内備蓄箇所の避難所のうち小学校あるいは中学校ですね、それとあと生き生きプラザ斑鳩、それから2分団の屯所ということで、6カ所に分けて保管をしております。場所につきましては当然、小学校、中学校につきましては空き教室を利用させていただいて、そこに備蓄しているという関係でございますので、当然、温度につきましては、その室温ですね、室温の温度が、まあ温度というか、いうふうになっておりますので、当然開放しておりませんので、当然暑くはなるんですけれども、中身は問題ないということでございます。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

小林委員。

○小林委員 257ページの消防施設整備の支援の関係なんですけれども、最近、どの開発された宅地開発のところで、自治会の設置のお願いというか、説明してくださいと言われて、行くことが何度かあったんですけども、そこで必ず問題になるのが、宅地開発されて消火栓はあるんですけども、消防ホースとか格納箱がない、ほんでまあ、新しくこられたんで、そういう消防ホースはあるけどそれがない。それで、私たち、住んでる人たちでつくろうかってなったら、やっぱりいろんな方が集まりますので、そこでやっぱりいったい何ぼの入会金をとろうとか、集めようとか、それで月々の自治会費とかそういうので必ずもめはるんですよね。そうやってきたら、一番初めに、その町のほうが開発業者さんにお問い合わせというのはできないのかなというのがひとつ。それで、それと新規の自治会には、ある程度のマニュアルじゃないですけども、僕もこういうふう

に説明会にしてくださいと言われて、まずちょっと、総務のほうに、資料、どういう資料がありますかっていったんですけれども。そういうときに、だれかが説明に行かなくても、そこで主になって自治会を設置されようとする方に対して自治会をつくるマニュアルみたいなわかりやすいのがあったら、それは何ていうのかね、ある程度、自治会をつくりやすくなるきっかけになるのかなと思いますので、ちょっとまた、その２点についてお聞かせ願いたいと思うんですけど、どう考えているのか。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 まず、消防の消火栓に開発でつけていただく場合なんですけれども、当然、これは開発業者のほうで消防水利の関係がございまして、消火栓はつけていただく。それに付随した形で当然、ホースも筒先までですね、これは一体物でございまして、それを合わせて業者につけていただいているという現状でございまして、おっしゃっていただいているのは、消火栓だけがついておって、格納箱がないという状況ですか。

○小林委員 ホースもないと。

○乾総務課長 ホースもないという状況ですか。

○小林委員 はい。

○乾総務課長 開発の指示事項としては、当然消火栓についたものでございまして、当然、格納箱もホースも筒先もつけていただくという指示をしています。

○嶋田委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 自治会のマニュアルと申しまして、自治会というのは任意団体でございまして。それで、私どもにご相談があれば、会費とかの徴収の仕方とか、役員とかもいろいろございまして、まずはじめに、その地域の方でどういうふうな活動をされるかもいろいろありますので、会費とか、役員とか、ある程度決まりましたら、ご相談いただきましたら、私のほうから教示もさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 はい、わかりました。やっぱり新興住宅の方ってね、やっぱりすごい若い方が多いので、初めて実家から出て自分たちで家を持って、はじめて自治会っていうのがどういうものかって考え出すから、なかなか何ていうんですか、向こうから役場の方に飛びこんでいきにくいのかなという思いが、最近強く思ひましたんで。だから、宅地開発

されたところに対して、そういう方が来られたら、どういう目的でつくられたんですかじゃないですけども、やっぱり簡単にまとめたマニュアルを、やっぱりそんなにしょっちゅう、何百部も要るわけじゃないんで、それもある程度マニュアルは町が持ってますので、それをもう用意してあげておいたら、わかりやすいのかなという思いがありましたので、またそれは後日、ちょっと僕のほうで勉強させていただきます。

それともう1点なんですけれども、素朴な質問なんですけど、260ページの災害物資の備蓄なんですけれども。たまに、ある施設へ行きますと、あ、ここに災害物資がある、で、かぎなかったり、違う場所に行ったら同じ公共施設の中に、あ、ここにも災害物資の備蓄があるっていうふうに。あ、こんなところにもあるんや、こんなところにもあるんやと思ったんで、今素朴にお聞きしたいんですけど。今、この、手持ちの資料で、大ざっぱに、各公共施設のここにはこれだけがあるっていうのは、多分把握されてると思うんですけども、それが、例えば、その学校の施設のどこどこにあるとか、緊急時にそういうところまで、学校の何々の部屋に、学校の何階にあるとか、そこまで細かくは把握はされているのかなっていうふうに、ちょっと素朴な質問で、思いましたので、質問させていただくんですけども、そこまで細かく把握されてるんですか。

○嶋田委員長 清水総務部長。

○清水総務部長 先ほど課長のほうから20カ所ということで、その備蓄しているという話をさせていただきましたけれども、各施設にどこにどういうものが今現在何個あると。当然のことでございますので、把握しているところです。20ヶ所の中で小学校とか6カ所に分散して置いておりますけども、どの階にどういうものが置いてあるということについては当然、緊急時対応マニュアルとしても当然持っております。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 257の消防施設整備の支援ということで、器具の格納庫なんですけれども、これ、鍵ついてますわな、格納庫自体に。それは。

○嶋田委員長 暫時休憩します。

(午後2時48分 休憩)

(午後2時48分 再開)

○嶋田委員長 再開します。どうぞ。

○木田委員 ついてないと言わはる人あるけど、うちのとこの何にはついてます。そして、

その周辺の企業に対しては、全部その合い鍵というんですか、それをつくって皆配りました。というのは、やはりその何ですわ、そのスタンドパイプとかいうのは、やっぱりその古いやつはアカでできているという何があったんで、やっぱりその金属が高騰しておるときにはやっぱりそういう心配があったということで、そういう形で施錠してましたんですねんけども。これは非常時には、先ほども隣の自治会の何を、急に気づいたら、それを使ってもいいんかというような形で、今はもうそれは施錠はしておりません、開いたままなんですねんけども。だれもが使えるような、そういう器具格納庫としてのその役目を果たすんかね、その周辺の方々が使うためのその器具格納庫、これは地元の自治会とかあるいは企業なんかが設置しておるという以上は、やっぱり町から補助を受けて、ある程度自治会からも出しているということは、仮にそういうふうなんで、スタンドパイプなんかを盗難した場合は、それをまたやっぱりこないしてそれだけを補助申請するというような形になったら、やっぱりまあ、不必要な支出になるからね。やっぱりその点について、もう今やったら価格もどんどん下がってきてるから、そういう心配ないということで、今はもう外してますねんけども。一時の何やったら、多目的広場のこういうのなんかでも、皆外してなおしてましたんでね。やっぱりそういうステンレスとか貴金属類、貴金属言うたらおかしいけど、鉄関係なんかでも高かったときやったら、皆そういうことで外してあったやんですねんけど。それはもう、何かそういう、斑鳩町ではそういう今まで心配はなかったんでしょかな、そういう何か、何いうたらええんか、盗難というんですか。あんなん、あの公園なんかでも、地中の電線盗まれたとかいうような一時、ようそういう報道されてましたやんか。だから、この中には、やっぱりホース自体でも、あれ5万円ほどしますやろ。それとスタンドパイプは、あれ、何ぼするのかわらんけれど、今アルミになってるけど、その前のやつはもう皆銅でできてましたやんか。だから、その点ですね、そんなんもう今やったら安心やと思うけども、まあ、そこまで心配する必要ないかどうか知らんけど、とにかくそのときは、うちの自治会としてはそういうふうな方法をとったんですねんけどね。今はもうそんなんで、だれが使うてもええやんかいう形で、もう町内全部そないして、開放になってるのかなと思って。

○嶋田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 格納庫に今、鍵をかけておられるかどうかという確認は、当然こちらのほうも、全部を調べたわけじゃございませんので、詳しくはわかりませんが、ほ

とんどはかけておられないというふうに思います。当然、火災がいつ起こるかわからないという状況の中で、やはり鍵をかけておられると、当然、初期消火ができないという状況ですので、そういうぐあいになりますので、やはりかぎはやっぱり開けといていただくという形のほうが、開けておいていただきたいというふうに思います。もし、過去にそういう盗難でというのも数件あったようでございます。ここ最近はございませんけれども、もし、盗難になるということであれば、それはまた警察に届けていただいて、申しわけないですけど、また自治会のほうでご購入いただく、まあ、こちらのほうでも補助させていただくということになろうかと思います。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 いや、だからね、そこで、盗難あったらって、ならそれをまた申請していただいて、ほんで町で補助してもらいうようなね。やっぱりそういうことのないように、やっぱり、そんなんいつ火災起こるやわからへんですよん。だから、申請して、それからおりてきて、それで納品されるまでに、何カ月もかかってますやんか、今の何やったら。これ、11月かなんかぐらいまでに申請しといて、それで何ですよんか、年度かわってからしか下りてけえへんですよんか。そしたら、その間、その中には何も消火施設というんですか、消火機材なんか、そのホース、あるいは筒先とかそんなんについてもないというような状況になるからね。そういうときは、町のほうは、それに対して即対応して補ってくれはんのかどうか、それについてはどうですか。

○嶋田委員長 清水総務部長。

○清水総務部長 先ほど、課長が開けてもらいたいというような言い方しました。各自治会の中で状況がいろいろとあると思います。木田委員さんがおっしゃっているみたいに一定の方が合い鍵をつくってお渡ししておられるというのもひとつの方法だと思います。万が一、盗難に遭った場合につきましても、とりあえずその道具などについては早く手配できるような形を検討してまいりたいというふうに考えております。

○木田委員 それは頼んでおきます。はい、結構です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、第8款、消防費について審査を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

次に、第10款、災害復旧費、第11款、公債費、第12款、予備費について、合わせて説明を求めます。

清水総務部長。

○清水総務部長 それでは、恐れながら座って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、第10款、災害復旧費に係る歳出決算の状況についてでございます。

決算書では202ページから、主要な施策の成果報告書の317ページからでございます。平成21年度におきましては、災害復旧を要する災害が幸いにも発生しなかったことから、予算の執行はございません。

続きまして、第11款、公債費についてであります。決算書では204ページでございます。主要な施策の成果報告書の322ページをお願いします。まず、第11款、公債費で予算現額8億8,492万6,000円に対しまして、決算額は8億7,815万2,367円で、執行率は99.2%となっております。第1項、公債費につきましても同額の執行となっております。第1目、元金では、予算現額7億537万6,000円に対しまして、決算額は7億537万5,961円で、執行率は99.9%となっております。次に、第2目、利子では、予算現額1億7,955万円に対しまして、決算額は1億7,277万6,406円で、執行率は96.2%となっております。

平成21年度における町債の状況は、借入額が6億9,770万円、償還額が7億537万6,000円で、年度額の町債残高は103億9,220万9,000円となり、前年度と比較して767万6,000円減少しております。

減少の主な要因は、昭和58年度借入の斑鳩南中学校建設事業債、平成9年度借入のふるさとづくり事業債の償還が完了したことによるものでございます。町債の活用につきましては、本町が当面する政策課題を克服していくためには、いわゆる特例債の活用も含め、その活用はやむを得ないものであるとは考えておりますが、将来にわたる財政負担を十分に考慮して対応してまいりたいと考えております。

最後に、第12款、予備費であります。予算現額3億6,541万円に対しまして、決算額は0円となっております。平成21年度では緊急に対応しなければならなかった新型インフルエンザの対応に228万円、台風18号への対応に264万1,000円等々、合計で1,765万8,000円を充用しております。

以上をもちまして、第１０款、災害復旧費、第１１款、公債費、第１２款、予備費に係る歳出決算の状況につきましての説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋田委員長　説明が終わりましたので、これらについて質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋田委員長　これをもって第１０款、災害復旧費、第１１款、公債費、第１２款、予備費についての審査を終わります。

続いて、認定第５号　平成２１年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。理事者の説明を求めます。

清水総務部長。

○清水総務部長　はじめに、議案書を朗読させていただきます。

認定第５号

平成２１年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成２２年８月３０日提出

斑鳩町長　小城利重

座らせていただきます。それでは、説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書では２４２ページ、主要な施策の成果報告書では３６３ページからとなっております。第１款、総務費、第１項、総務管理費の第１目財産管理費では、予算現額８０万５，０００円に対しまして、決算額は７３万２，２３１円で、執行率は９０．９％となっております。平成２１年度におきましては、水中曝気ポンプ２台を４月末から１１月上旬の約７カ月間稼働させ、下司田池の水質悪化を防ぐとともに、定期的な溜池堤塘の草刈りの実施や、周囲のネットフェンスの破損箇所の修理、水中曝気ポンプの定期的な整備と不良ポンプの修繕を行うことにより、財産区財産の適正な管理に努めました。３６６ページの第２款、予備費では、予算現額３４２万５，０００円に対しまして、執行も充用も行っていないところでございます。

以上をもちまして、平成２１年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計決算につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、認定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 決算内容についてはどうこうないんですけども、朝方に代表監査委員さんから、決算審査の意見書の14ページの真ん中あたりに、地元水利組合と情報交換、意見交換を図って、将来の展望について検討しておくべきではないかというご提示もありましたけど、地元幸進町の水防の問題とか、また池の腐敗の問題とか、それから暴気ポンプで腐敗がしないようにということですけども。この水質を見る限り、かなり青粉の発生もしてますし、将来の展望についてちょっと聞いておきたいと思うんですけど。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 この下司田池につきましては、今現在、水利権を持っておられる方がおられまして、一部耕作に使われておる状況でございまして、その中で、監査委員さんも申しておられましたとおり、以前から水利権のことにつきまして、水利組合の方ともお話しさせていただいているところでございます。今後も引き続きまして、この水利権の放棄について水利組合長さんとまたお話を続けてまいりたいというふうに思っております。その間は、町としても財産の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○嶋田委員長 浦野委員。

○浦野委員 今まで、子どもが池にはまったり、そういった事故もなかったもので、幸いやったんですけども。やはり、将来放っておくような池には思われませんので、やはり水利組合あるいは地元の方と今後十分協議しながら、池の存続まで将来展望を持つべきじゃないかなと。と言いますのは、この財源も細ってきてますし、また一般会計からの繰り入れとかいう事態も間近に迫っていると思いますので、これは要望しておきます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 私は要望というレベルよりも、この地元水利組合との協議っていうのは、もう早急にやっていかんとあかん問題で、この下司田池が今後どうなのか。必要なのかどうなのかとか、今言われました危険な状況を回避すべきなのかどうか。

今お金があるから、21年度は73万2,231円も使ってるんですよ。もう本当に、さっき浦野委員が言うたように、もう言うてる間に、ここの特別会計のお金もなくなってくるだろうと。で、もうなくなってからでは遅いんですよ。やっぱり、その会計にお金がある間にきちっとやっぱり展望を出しとかんとあかんというふうに思ってるんですけど。先ほどの答弁では、ちょっと悠長な感じがするなと。以前からも、この会

計は入ってくるところがなくて、出るばかりの会計だからということで、私もずっと言ってきたんですけども。どうも、いよいよ金額的に見ても、これぐらい年間お金がかかるのであれば、何とか考えなければならぬところだなというふうには思っているんですが。どうでしょうかね。具体的にもうちょっと、どんなふうに協議を進めるというのか、この下司田池が必要な池であるのかどうか、水利が今、耕作にも利用っておっしゃったけれども、その前には、どうも説明のときに聞いてたら、もう耕作に利用していないっていう説明を町が一遍してると私は思うんですけどね。ですから、その辺もちょっとはっきりしてほしいですし、本当に、これ、もうそんな悠長に考えている問題ではないというふうに思うんですが、どうでしょうかね。

○嶋田委員長 清水総務部長。

○清水総務部長 この21年度決算の差引額を見ていただきますと、351ページの。こ
としも同じように歳出で出ていくと約5年もたないという形になるかなと。単純に言う
とそういう形になります。ただ、地元水利組合との話の中でまだ1軒、耕作をされてる
という状況もある中で、水利の問題をどう解決していくのかということが一番にネック
になってくるかと、そういうふうに考えております。今後も財産、お金が予算がなくな
ったらという話がもう一方でございます。以前にもお答えをしているとは思いますが、
も、財産区財産の一部を売却するといった形も視野に入れながら、その水利権等々があ
る限りにおいて、そう主張をされる限りにおいては、そうしたことでこの会計を存続さ
せていくしかないのかなというふうに考えております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、これはもうそしたら続けていく、その水利組合との関係と、それ
から土地の売却いうたって、その池と池の周辺と、まあその売却って言うたら、どんな
ふうに売却ができるのかはちょっと想像をしにくいんですけども、あの何ていうんで
すか、水利権を持っておられる方って、私こういうこと、あんまり詳しくないんですけ
れども、その責任ってどうしてこれが、まあ町が管理する責任になっているのか、水利
権との関係の中でよくわからないんですね。竜田川やったら、川の水利権との関係とか、
割とあれなんですけど、池のほうが私ちょっとよくわからないんですけども。これ、
ずっと町がその水利権持ってる方で地元の水利組合とかの協議の中で、その部分的な財
産を処理して、そのお金を会計に入れてまでも、今後もそしたら、これはずっと特別会
計として存続をする、これはもう当分っていうのか、もう今5年ぐらいでお金なくなり

ますやんかっていう話をしてるのに、それを超えて、じゃあずっとこれをこの特別会計のこの状況っていうのがずっと続いていくというふうに、今言われたんかなと思うんですけどね。それで本当にいいのかどうか。ほかに解決方法がないのかどうかとかいうのがね、まあ、私もよくちょっとわかってないところもあるんで、それ以上のことは言えないんですけど。でも、何かきちっと解決していった方がいいんじゃないかなっていうことは思ってるんですけど、再度、お願いしたいと思います。この会計は、ずっとじゃあ続くという考え方で私たちは見ておかねばならないのかどうか。

○嶋田委員長 清水総務部長。

○清水総務部長 ずっと続くかどうかにつきましては、今後の水利組合との協議の中で、どう話になるのかということになってこようかと考えてます。当分の間はそうしたことで、先ほど答弁させていただいた内容で存続はやむを得ないというふうに考えてます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 すみません、同じような話をするんで。その水利組合との協議の結局、頻度、内容というのはどんな感じになってるんでしょうか。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 組合長さんのほうから、年に2回程度の、昨年でしたら2回程度、こちらのほうに来られたときにお話をさせてもらったということで、協議といいますか、話しはさせていただいております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 大体、毎年2回ぐらいはずっと協議を続けて、今後のことを含めの協議はしていただいているということですね。ずっと、過去からもずっとそんな感じですか。

○嶋田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 はい。以前から私が聞いておりますのは、そういう形で、組合長さんのほうから、こちらに来られた際に、企画財政課のほうに寄られまして、お話をさせていただいておるという状況です。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 そしたら、私のほうからちょっと一言お聞きします。

これ、財産区になった原因というのは、もう理事者のほうはご存じだと思います。ま

た、山田さんいうんですかね、貸してあったとこと裁判になって、その和解になった費用を払うために、堤を斑鳩町がお金を出して買ったと。それで、和解金を払ったという経緯があります。その残りのお金が、これ、今現在では300何万ですか、ということになっています。あと、土地を買うと言え、池の部分、水張ってる部分を町のお金でまた買い上げるということになろうかとは思いますが、果たしてそれが斑鳩町の住民さんに納得していただける処置なんかどうかというのは、私ははなはだ疑問には思っております。先ほどから、何遍も言われておりますが、あと5、6年、数年で枯渇すると、そういうふうな状況で、年に2回ほど話し合いをしてるいうけれども、そんな、もう基本的に世間話ではないんかと。実際問題、もうお金がないんやと、どないしましょと、そういう話で真摯な話し合いを持たれるべきであろうと、私は思います。そこら辺、どういう考え、先ほどから答弁いただいておりますけれども、これから真摯に話し合いしていただけるのかどうか、そこら辺、どうですやろ。

清水総務部長。

○清水総務部長 年2回、真摯な話し合いかどうかという話ではございますけども。私もといたしましても、当然、まだ耕作をされている方が現におられるといった中で、その水利権についてどうこれから考えていく必要があるのかという中で、真剣にお話をさせていただいているつもりでございます。先ほど、委員長のお話しの中で、堤塘だけでなく池地を買う可能性、どうのという話もございましたけど、そこまでは今のところ、私どもも考えているものでございませんで。先ほど、私も申し上げましたように、今、財産区、財産として持っておる一部を売却等々をしていく中で、会計の存続を図れたら、図ってまいるというふうに考えております。これ以上の公費を、この会計に入れるのかどうか、繰り入れをするのかどうかにつきましては、当然議会の皆さん方と相談してまいりながら進めていく必要があるものでございますので、当然、議会の議決等々が必要になってくる場合もあらうかと思っておりますけれども、当分の間は、先ほど私が申し上げましたような形で存続をせざるを得ない状況になっているような話がございまして、委員長がおっしゃるように、当然、真摯な態度でもって、先方と話し合いをしていきたいという気持ちは当然持っております。

○嶋田委員長 池の下のほうで1軒、耕作しておられるということで、毎年、稲作ですか、やっておられますけれども、水利に関しては他のところから入れておられるという情報も私のほうはいただいております。下司田池の水を使っておられないということも聞いて

おりますのでね、そこら辺も調査していただいて、話し合いは続けていっていただきたいと、このように思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 それでは、ないようですので、大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって総務部会計室、議会事務局所管に係る決算について、審査を終わります。
暫時休憩いたします。

(午後 3時28分 休憩)

(午後 3時34分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

それでは、住民生活部所管に係る決算審査を行います。

まず初めに、第2款、総務費について説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第2款、住民生活部が所管いたします決算の内容についてご説明いたします。座らせていただいてご説明を申し上げます。

まず、主な施策の成果報告書87ページをごらんいただきたいと存じます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費のうち、住民生活部が所管となっております人権の擁護でございます。人権尊重思想の啓発活動や相談業務を実施していただいております人権擁護委員協議会に対しまして、13万7,000円の負担金を支出しております。次に、相談体制の強化であります。まず、人権相談の実施がありますが、人権侵害等の問題解決への助言・支援を行うために、斑鳩町の人権擁護委員により、毎月1回人権相談を開催していただいております。また、無料法律相談の実施につきましては、奈良弁護士会の弁護士により無料法律相談を月3回開催し、住民の皆様が抱える諸問題に対し、問題解決への助言を行うための相談できる体制づくりに努めました。相談件数は163件で、その経費としまして137万5,500円を支出しております。

次に、91ページでございます。91ページをお開きいただきたいと存じます。

行政サービスの充実といたしまして、行政相談の実施につきましては、斑鳩町の行政相談員により、毎月1回、開催していただいております。行政サービスや手続に関する相談

受け付け、相談者への助言や関係機関への通知などを行っていただいております。相談件数は１６件でございました。

次に、１０９ページから１１０ページでございます。第８目、交通安全対策費であります。恐れ入ります、１１０ページをごらんいただきたいと思います。その次のページです。１１０ページの交通安全対策の充実でございます。まず、放置自転車の防止についてであります。決算額は４６万１，７９６円で、平成２１年度におきましても、ＪＲ法隆寺駅周辺での自転車等の放置防止指導及び放置自転車の移送、保管、引渡し業務を実施したところであります。平成２１年度の放置自転車の移送台数は全体で６７台であり、平成２０年度と比較しまして、減少しているところであります。

次に、１１１ページ、第９目、自転車等駐車場運営費でございます。予算現額１，１４３万９，０００円に対しまして、決算額１，１４２万９，５２２円、執行率９９．９％でございます。平成２０年９月３０日の南口駐車場の閉鎖に伴い、平成２１年度は北口駐車場のみでの運用となったために、全体的な利用台数、使用料は平成２０年度と比較しまして減少しているところでございます。一方、北口駐車場のみを平成２０年度と比較しますと、利用台数にしまして１，９６０台多い３万９，７１５台、使用料にしまして２４万９，０３０円多い１，４６１万５，７３０円となっているところでございます。

次に、１２２ページをお願いいたします。第３項、戸籍住民基本台帳費、第１目戸籍住民基本台帳費であります。予算現額５，０２８万７，０００円に対しまして、決算額は５，０００万６，５００円で、執行率は９９．４％であります。はじめに、行政サービスの充実として、住民記録及び戸籍の電算システム化や自動交付機の導入などにより、正確で迅速な事務処理を行うとともに、親切な窓口対応に努めているところであります。なお当町では、従来から、窓口での各種申請・届出の際には、個人情報保護及び虚偽申請の未然防止の観点から本人確認を行い、虚偽申請の未然防止に努めておりますが、平成２０年５月より、戸籍や住民票の申請等における本人確認が厳格化されまして、より適正に対応しているところでございます。次に、１２３ページの３つ目、住民窓口の充実として、役場庁舎外での証明書の交付サービスにつきましては、平成２１年４月より、町内で３郵便局、竜田郵便局・法隆寺郵便局・斑鳩興留郵便局からの町の施設であります西公民館・東公民館・総合保健福祉会館への移行してございます。引き続き、窓口サービスの向上に努めているところでございます。

次に、１２４ページの事務の効率化としまして、住民基本台帳ネットワークの運用で
ございます。住民基本台帳ネットワークは全国共通の本人確認できるシステムであり、
国の行政機関等に年金の現況届やパスポートなどを申請するに当たり、住民票の添付や
証明を受ける必要がなくなるなど、申請手続きの軽減と事務の効率化が図られています。
なお、住民基本台帳カードの平成２１年度のカード交付件数は１２８件と、前年度とほ
ぼ同数でしたが、写真付きのカードは金融機関窓口などでも運転免許証などと同様に、
公的証明書として使用できることから、本人確認書類としての機能もあることも含めて、
より一層周知啓発に努めますとともに、これらの事務にあたっては個人情報法に万全を
期し、セキュリティ対策に努めているところであります。なお、広域交付の承認は２１
件、広域交付の発行が５件でございました。

以上で、第２款、総務費のうち、住民生活部の所管にかかります説明とさせていただきます。
何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願いいたします。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、第２款、総務費についての質疑をお受けします。
伴委員。

○伴委員 ８７ページの無料法律相談の実施ですねんけど、これは、昼から来ていただい
ているような格好で、朝から来ていただいていますのかな。

○嶋田委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 無料法律相談につきましては、昼の１時から４時でございます。相談時
間は１件につき３０分でございます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 数字のどこ、１６３回実施されてるのは、これ１時間当たり、逆に言うたら、
これ弁護士さんですねんけど、お支払い、１時間当たりのチャージっていいですか、報
酬いうたら何ぼになつとるのでっか。

○嶋田委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 すみません、１時間当たり、１回当たりですか。

○伴委員 どちらでも。

○清水住民課長 １回当たりで３万６，７５０円掛ける３６回ということで、１年間３６
回行ってますので、それにプラス事務費が５万２，５００円はかかってまいります。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 ３６回、これ無料法律相談、１６３回ってこう書いてありますねんけど、ちょ

っとこのあたりが、わかってません、すんません。

○嶋田委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 163回というのは、毎週、毎月の火曜日、毎月2、3、4の火曜日に行っておりますので、それで1回につき、1回30分で計算しますので、1日6回、6回やっております。

○伴委員 1日に6件の。

○清水住民課長 相談がございますので、で、おられない、来られない日もございますので、いっぱいになる日もございますねんけど、あく日もございますので、回数的にはこんな回数になってしまいます。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 内容はわかってきました。結局、163というのは30分で1回という計算でこの数字になつとると。ということは、これ逆にいうて割ってもうたら、30分が何ぼになるわけですか。30分で1こまでっしゃろ。

○清水住民課長 はい。

○伴委員 これ、137万でっか。

○嶋田委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 8,328円。

○嶋田委員長 暫時休憩します。

(午後 3時45分 休憩)

(午後 3時46分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

清水住民課長。

○清水住民課長 すみません、1時間1万2,000円のお支払いとなっております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 うちでの弁護士さんとしたら勉強してくれてはると、これでようわかりました。

ちよっともう1点ちよっとお願いしたいんですけど、123ページの住民窓口の充実で、21年度から各公民館、また総合保健福祉会館のほうでかわったと。ほんで、実際とられる数は減ってしまっていると。実際、西側に私住んでますねんけど、西公民館は便利ですねん。そやけど、何かの都合っていう面で、どうしても郵便局のほうで、ある面で都合、何かの都合で行くという面では非常にとりやすかった部分があるんですね。距離

的なものでは今のほうがものすごく便利なんですけどね。お年寄りが歩いて行かへるんで、西公民館は便利やと。けど、数字上こうなってるのも理解できますねんけど、これ、何か、こういう公共施設いうのは、まあ言うたら、これ無理や思いまんねんけど、ＡＴＭ置いたり、そんなことはできまへんねんな。ＡＴＭって、まあ銀行のＡＴＭみたいな、何かの都合があったらものすごいふえると思うんですわ。すんまへん。

○嶋田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 確かにＡＴＭ、銀行ＡＴＭのことだと思いますが、公共施設、ものは本庁舎、役場にもＡＴＭは備えつけてますので、公共施設で別にＡＴＭを置けないというようなことはないんですが、これは銀行との関係もございますし、また、西公民館につきまして、今後ＡＴＭを置くという予定は今のところございません。で、今、西公民館であれば、少し不便、近場ではいいですけども、利用される方が少ないのではと。確かに郵便局等にございましたときは、郵便局へ行かれる用事も多くて、その際に住民票とかの発行を利用されていると思いますけども、この移動をしましてから、今現在１年半でございます。今後も、公民館、また生き生きプラザ斑鳩等での住民票等の発行につきまして、啓発を進めていって、より多くの住民の皆様にご利用いただけるように努力してまいりたいと考えておりますので、当分の間は、この公共施設で発行していきたいと、このように思っております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 言われること、ようわかりまんねん。啓発してもうて、ふやしていただくと。実際便利の部分はあるんやけど、その辺の何か、こう都合、ほかのやつとかみ合わせたら、ぱっと変わると思いますんで、またちょっとその辺、考えていただいて、よろしく願います。以上でございます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

里川委員。

○里川委員 成果報告書の１１１ページなんですけれども、自転車駐車場の利用状況で、２１年度から南口のほうの駐輪場がなくなっているということなんですけれども。当時もいろいろ問題になっておったんですが、身体障害者協会のほうに業務を委託されている中で、ここで働いておられた方が、南口がなくなるっていうことにつきまして、働いておられた対象の人数の方が北口しかないということになったら、働く時間が減るとか、働ける人がどうなっていくのかとかいうことについて、いろいろ協会の中で、会長さ

んは町と話し合いをしておられたかもわからないですけども、この会員さんで働いておられる方には、いろいろ心配や不安・不満もあったんではないかなというふうには思っていたんですけども。21年度、実際このようになって、いかがだったでしょうか。身体障害者協会の生活を脅かすような状況になったのかどうか、十分働いていただけているのか、委託をしている中で、特に委託先が身体障害者協会ということもありまして、私は気になっているんですけども、現状、どうですか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 委員のほうもおっしゃっていただけてますように、自転車等駐車場につきましては、斑鳩町身体障害者福祉協会に委託しております。平成20年9月30日をもって南口を閉鎖する際、協会の会長さんとも話し合いをさせていただきました。当時、南口に勤めておられた方もすべて北口でローテーションを組んで従事をしていただくということでお話し合いをしたところでありました。平成21年度につきましては、その後、体調不良等々でお辞めになった方もおられます。会員11名で21年度は従事をされております。さらに22年度につきまして、今年度につきましては2名の方が辞められて、現在9名で従事をされている状況であります。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 身体障害者の協会の方も会員さんも高齢化がちょっと進んだような状況もある中で、働いておられる方も若干減ってきて、今の説明やったら、人数の調整が何かうまくいってるような状況だということなんで、少し働きたい、辞めたくないと思っている方にとっては、頑張っていたけるような状況があるということでしたら、結構なことだと思います。もう1点は、先ほども住民窓口の充実、123ページにあります、これまで郵便局でとっていた証明が公民館とか生き生きプラザにかわったということで、とる件数が減ってるということも、先ほどの委員もご指摘ありましたけれども。地域性もありまして、私たちが住んでいる法隆寺地域でしたら、郵便局が非常に便利がよかつたんですけども、行くところが、一番近くで東公民館になるのかなっていうことであれば、法隆寺地域のお年寄りなんかにとっては不便な状況になったなということはお感しておるんですけども、その点、何か町のほうに住民さんのほうから苦情とかそういうものは特にはなかったでしょうか。

○嶋田委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 今のところございません。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 ないようでしたら、それは非常に結構なことかと思いますが。JAさんの関係もそうですけど、法隆寺は支所からもうなくなって、全部竜田へまで行かなあかんいうたら、もう本当に難儀して行っておられるような状況もありましたんでね。また、この証明も、せっかく法隆寺の郵便局の近くであるのに、また遠いところまで走ってもらわんなあと思って、ちょっと私自身は実際はどうなんのかなと、心配をしてたんですけどね、今のところ、苦情がないようでしたら、結構かと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

小林委員。

○小林委員 僕も111ページの駐輪場の関係なんですけれども、1年前にも言わせていただいたんですけども、19年度から、ここの委託料の単価も数十円引き下げられた根拠に、やっぱり正職員も臨時職員も皆一律、財政難ということで下げるといふうにご説明されて、さらに近隣の駐輪場の委託先も調査されて、単価の引き上げを設定されたわけなんですけれども、やはりそれから今になって、やっぱり臨時職員の方も解決されましたし、ほんで、これだけ一般の方の雇用情勢も厳しい中で、やっぱりシルバーとか民間の業者と比較するのではなく、やっぱり斑鳩町は身体障害者協会に委託していますので、ただ、来年度の予算のほうで言わせていただきますけれども、それも頭の中に入れていただいて、考慮していただきたいなというふうに考えてます。

本題がですね、この本年度、町がとられたアンケートの中に、駐輪場、南口、どのアンケート調査か忘れたんですけども、南口の駐輪場が急に閉鎖された後にね、方の苦情のアンケートが載ってたと思うんですけどね、一覧に。となってきたら、果たして今まででどれぐらいの方が南口がなくなって困ったのかなって、僕の中ではですね、その閉鎖するときに、町の方から十分今の民間の方でカバーできますというふうにお聞きしたんですけども、その人が書いている文言には、ちょっとしばらく駐輪場に困ったような記述が書いてあったように思うんですけども、何か、町の説明ではカバーできるってあったんですけど、やっぱりそういう方もおられたのかなっていうふうに、僕もやっぱり調査不足だったなとあるんですけど。町に寄せられたそういう苦情というか、件数はどれぐらいあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 南口の駐輪場を閉鎖する際、他の私営の駐輪場等々を調査をさせて

いただきました。当時、当町には、約３５０台の利用があったわけですが、私営の駐車場等々で、４５０台は収納可能ということで、十分対応できるということで、閉鎖に踏み切ったわけですが、当時も表立って南口駐輪場の閉鎖に伴いまして、他の駐車場に移行できなかったという声は、直接、町にはいただいておりますので、すべての方がスムーズに移行できたのだというふうに町は考えております。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 すみません、僕が勘違いしてたのかもしれませんが、もうちょっとね、そのアンケートの調査の一覧のところには、何か、ちょっと女性だったかな、厳しい表現でその文言があったので、ほんでまあ、総合計画かな、ちょっと僕のほうの勘違いかもしれませんが、調べておきますので、その件はまた後日言わせていただきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

里川委員。

○里川委員 すみません、もう１点ちょっと確認させてください。成果報告書の１２４ページにあります住基ネットの関係なんですけれども、これ平成２１年度、カード１２８発行していると。これ前年度は１２７であるということで、単年度でこれだけの枚数発行したということで理解をしいのかと思うんですけれども、じゃあ、この住基ネットが始まってから、累計でどれだけカードが斑鳩町の中で浸透してるのかなと。斑鳩町の町民さんが住基カードをどれだけの方が持っておられるのかなという累計の数字もちょっと教えていただけたらというふうに思うんですが。

○嶋田委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 これは単年度の数字でございます。平成１５年から２１年まででいきますと５３９枚の発行をしています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 かなりお金をかけて、これやってきました。これは国の号令によりまして、町はせざるを得ないと。国の号令でやったものの、朝からのいろいろな話ではありませんが、国庫支出金がどの程度あるのかといえ、意外と国からお金が出てなくて、町の持ち出しがかなりあったと。確か、私が調べたときでは、半分ぐらい町が持ち出しをせなかんかったのかなと思うんですけれどね。そういう形で結構、１５年当初からお金使ってきてる割には、住基カードがまだ５３９ですか、というような状況しかないということについて、どうですかね、町としては、これだけ資金投入して、これ単年度で１２

8枚発行して449万、450万使ってこれぐらいしかカード発行されてないような状況で、全体で539しかまだないと。これお金使いながら、こんだけ発行の枚数も、発行率が非常に低い中で、今後の展開としたらどうなんでしょうかね。私たちはやっぱり費用対効果というものもきちっと考えないといけないし、物によっては費用対効果だけで済まない、人にかかわる問題では費用対効果だけでは考えられない問題もありますけれども、こういうものについては、費用対効果っていうのはきちっと見とかなあかん部分かなっていうことも思うんですけどね。じゃあ、これだけお金をかけて、今後これをどんなふうに生かしていこうというふうに考えておられるのかっていうことなんかは、いい機会ですので、一度聞いておきたいなというふうに思いますが。

○嶋田委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 今、住基ネットカードでございますねんけども、先ほども申し上げましたように、今現在では、本人確認、写真入りですが、本人確認の分しか使っておりません。それと、税務署の関係では「eタックス」というインターネットにより税金の申告に使われるやつで使っております。それと、住基ネットにつきましては、今まででしたら、旅券の申請とか住民票が必要になっていたんですけども、それも省略できますし、恩給の受給権調査とか、年金の再提示の展示資料の省略、年金受給者の現況届、毎年ですが、現況届を出しておられたんですけども、その省略もできております。あとは、もうひとつは、全国どこでも、市町村でも公的機関の証明書があれば、住民票の発行を受けることができるということになっております、ということです。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 最初の売りは、全国どこでもというやつでしたけどね。せやけど、結局、広域交付の発行なんて年間でわずか5ですやんか、21年度にしたってね。そやから、最初えらい旗振って、国の号令でやって、ほいでお金も相当、これ15年から斑鳩町も大分持ち出ししてきてると思うんですけどね、国がこんな全額出してくれてるわけじゃないですからね。斑鳩町もかなりお金出してる割には、このあんまり成果の上がらない、えらいカードっていっても進まない事業やなと思いながら、今後の展望としてはやはり、どうしていくんか、町はね。もうお金かけてこうやってる以上はもっと進めていくのか、その辺が私も今ちょっとこれ、決算見ていても、あんまり見えてこないの、このまま同じように毎年こんな500万近くお金使うてこんなことかなと思ってね。ちょっと財政厳しいと言いながらもね、もうちょっと何か考えていかなあかんのかなということ

ちょっと思いましたんで、今質問をさせていただきましたが。国のほうがまた今後これを進めてきた国が、どんなこと言うてくるのか、また、政権かわってますし、今また何か党首の交代があるのかないのか、わからんけども、ごちゃごちゃしてはりますのでね、まだこういうところが全然出てきませんけどね。だけど、せんど、市町村にもお金使わせて、こういうことを進めてきて、これがいい方向で何か進めばいいんですけど、また国の動向なども十分踏まえて、こんだけのお金使うんですから、ちょっとまた研究をしておいていただけたらというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、第2款、総務費についての審査を終わります。

暫時休憩します。

(午後 4時10分 休憩)

(午後 4時10分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

本日はここまでとし、これにて散会いたします。

8日は午前9時から再開し、引き続いて審査することといたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 4時10分 散会)